

(別添) 新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区、一部事務組合を含む。)及び市町村(指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区、一部事務組合を含む。)が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博国会が行う児童虐待防止対策支援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区、一部事務組合を含む。)及び市町村(指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区、一部事務組合を含む。)が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博国会が行う児童虐待防止対策支援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以</p>

下このイにおいて同じ。) に対して横浜市が補助する事業及び一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

ウ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。)が行うひきこもり等児童福祉対策事業

エ 児童家庭支援センター運営等事業

(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

(ウ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業

オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

カ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
(ア) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

(イ) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・

下このイにおいて同じ。) に対して横浜市が補助する事業及び一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

ウ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。)が行うひきこもり等児童福祉対策事業

エ 児童家庭支援センター運営等事業

(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

(ウ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業

オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

カ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
(ア) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

(イ) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・

児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業
 キ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
 (ア) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業
 (イ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
 (ウ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業
 (エ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
 (オ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の3に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護所の環境改善事業
 ク 平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に

児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業
 キ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
 (ア) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業
 (イ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
 (ウ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業
 (エ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
 (オ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の3に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護所の環境改善事業
 ク 平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に

基つき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う就学者自立生活援助事業

ケ 社会的養護自立支援事業等

(ア) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う社会的養護自立支援事業

(イ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(ウ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

コ 平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業

サ 令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への委託前養育等支援事業

シ 乳児院等多機能化推進事業

(ア) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

(イ) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づ

基つき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う就学者自立生活援助事業

ケ 社会的養護自立支援事業等

(ア) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う社会的養護自立支援事業

(イ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(ウ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

コ 平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業

サ 令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への委託前養育等支援事業

シ 乳児院等多機能化推進事業

(ア) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

(イ) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づ

き、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳幼児等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

ス 児童養護施設等体制強化事業

(ア) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業

(イ) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業

セ 平成30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

ソ 令和3年6月28日子発0628第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等民有地マッチング事業

タ 令和※年※月※日子発※※※第※※※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行うヤングケアラー支援体制強化事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る

き、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳幼児等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

ス 児童養護施設等体制強化事業

(ア) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業

(イ) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業

セ 平成30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

ソ 令和3年6月28日子発0628第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等民有地マッチング事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る

啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇見発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇見発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

(ケ) 令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業

(コ) 平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業

(サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業

(シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童学習支援事業

(ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業

ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）が行うDV被害者等自立生活援助事業

エ 令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）が行う若年被害女性等支援事業

オ 令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」に基づき、婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

(ケ) 令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業

(コ) 平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業

(サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業

(シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童学習支援事業

(ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業

ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）が行うDV被害者等自立生活援助事業

エ 令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）が行う若年被害女性等支援事業

オ 令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」に基づき、婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

カ 令和※年※月※日子発※第※号厚生労働省子ども家庭局長
通知の別紙「民間団体支援強化・推進事業実施要綱」に基づ
き、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う民間団体支
援強化・推進事業

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

(1) 3の(1)のイ、キの(イ)及び(エ)、ケの(ウ)、シの(イ)並びにスの(イ)以外の事業

ア 別表の第3欄の各種日ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)のイの事業

ア 明石市が行う事業

(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助する事業または一般財団法人あかしこども財団が行う事業に対して明石市が補助する事業

(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額と横浜市または明石市が補助し

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

(1) 3の(1)のイ、キの(イ)及び(エ)、ケの(ウ)、シの(イ)並びにスの(イ)以外の事業

ア 別表の第3欄の各種日ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)のイの事業

ア 明石市が行う事業

(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助する事業または一般財団法人あかしこども財団が行う事業に対して明石市が補助する事業

(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額と横浜市または明石市が補助し

た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 3の(1)のキの(イ)及び(エ)、ケの(ウ)、シの(イ)並びにスの(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

- 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれ配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をすすめる場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をすすめる場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場

た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 3の(1)のキの(イ)及び(エ)、ケの(ウ)、シの(イ)並びにスの(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

- 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれ配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をすすめる場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をすすめる場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場

合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならぬ。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県、横浜市及び明石市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならぬ。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならぬ。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県、横浜市及び明石市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならぬ。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(12) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市長」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(13) (12)により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(12) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市長」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(13) (12)により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知

事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書及び関係書類を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合）については、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働

事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書及び関係書類を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合）については、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働

<p>働大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができなぬ場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>働大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができなぬ場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>
--	--

別 表					
1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 児童虐待防止対策研修事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり ※以下の①から⑧について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑧に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。 ①児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1の(2)の①のアに該当する事業 3,118,000円 実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業 695,000円 ②児童福祉司任用後研修 3,118,000円 ③児童福祉司スーパーバイザー研修 ア 自主開催する場合 2,313,000円 イ 研修を委託する場合 215,000円 ④要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,022,000円 ⑤児童相談所長研修 ア 自主開催する場合 2,313,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員（臨時の職員（臨時の職）に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助	1/2

別 表					
1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 児童虐待防止対策研修事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり ※以下の①から⑧について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑧に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。 ①児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1の(2)の①のアに該当する事業 3,118,000円 実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業 695,000円 ②児童福祉司任用後研修 3,118,000円 ③児童福祉司スーパーバイザー研修 ア 自主開催する場合 2,313,000円 イ 研修を委託する場合 212,000円 ④要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,022,000円 ⑤児童相談所長研修 ア 自主開催する場合 2,313,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員（臨時の職員（臨時の職）に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助	1/2

	費、負担金	費、負担金
イ 研修を委託する場合 ⑥虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(ア)に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業 221,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業 196,000円 ⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のウに該当する事業 1,668,000円	イ 研修を委託する場合 ⑥虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(ア)に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業 221,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業 196,000円 ⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のウに該当する事業 1,668,000円 ※一時保護所職員向けの研修を実施する場合は、 <u>1,668,000円を加算</u>	イ 研修を委託する場合 ⑥虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(ア)に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業 221,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業 196,000円 ⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のウに該当する事業 1,668,000円 ⑧医療機関従事者研修 1,840,000円 ⑨研修専任コーディネーターの配置 <u>5,003,000円</u> 2 保護者指導・カウンセリング強化事業(複数実施可能) 児童相談所1か所当たり
⑧医療機関従事者研修 196,000円 ⑨研修専任コーディネーターの配置 <u>5,002,000円</u> 2 保護者指導・カウンセリング強化事業(複数実施可能) 児童相談所1か所当たり	⑧医療機関従事者研修 1,840,000円 ⑨研修専任コーディネーターの配置 <u>5,003,000円</u> 2 保護者指導・カウンセリング強化事業(複数実施可能) 児童相談所1か所当たり	⑧医療機関従事者研修 1,840,000円 ⑨研修専任コーディネーターの配置 <u>5,003,000円</u> 2 保護者指導・カウンセリング強化事業(複数実施可能) 児童相談所1か所当たり

	<p>①保護者指導支援員の配置 3,528,000円</p> <p>②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707,000円</p> <p>③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300,000円</p>		
<p>3 医療的機能強化等事業</p> <p>①医療的機能強化事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり 7,842,000円</p> <p>※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合は、748,000円</p> <p>※複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所当たり7,842,000円</p>	<p>医療的機能強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共同費、扶助費</p>		
	<p>①保護者指導支援員の配置 3,528,000円</p> <p>②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707,000円</p> <p>③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300,000円</p>		
<p>3 医療的機能強化等事業</p> <p>①医療的機能強化事業</p> <p>1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり 7,842,000円</p> <p>※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合は、748,000円</p> <p>※複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所当たり7,842,000円</p>	<p>医療的機能強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共同費、扶助費</p>		

<p>②児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 1 都道府県（指定都市）当たり 4, 818, 000 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、4, 818, 000 円×事業実施月数 /12</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要となる報酬、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報酬費、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、共同費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要となる報酬、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報酬費、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、共同費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要となる報酬、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報酬費、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、共同費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要となる報酬、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報酬費、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、共同費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>②児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 1 都道府県（指定都市）当たり 4, 818, 000 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、4, 818, 000 円×事業実施月数 /12</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要となる報酬、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報酬費、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、共同費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
<p>4 法的対応機能強化事業</p>	<p>①委託等によって実施する場合 弁護士1人又は事業者1名当たり 15, 644, 000 円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要報酬、</p>			<p>4 法的対応機能強化事業 <u>児童相談所1か所</u>当たり 15, 644, 000 円</p>	

		<p>10 未就園児等全戸訪問事業</p> <p>①訪問費用 訪問1回あたり×6,000円</p> <p>②事務職員雇上費(日額) 1市町村当たり 事務職員数×日額 <u>7,220円</u></p> <p>③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費 1市町村当たり 年額 564,000円</p> <p>11 子育て支援訪問事業 1人当たり 8,000円</p> <p>12 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり ①学習指導協力員以外の者 <u>ア 基本分</u> 2,725,000円 ×実施事業数(配置協力員種別数) <u>イ 加算分</u> <u>1,384,000円</u></p> <p>※加算分は、一時保護委託付添協力員を配置する場合で、一時保護所等から原籍校に通学する際に付添を行う場合に適用するものとする。</p> <p>②学習指導協力員(実施要綱第3の8の(2)の①学習指導協力員) ア 基本分 イ 加算分 2,725,000円×配置人数 1,429,000円</p> <p>※学習指導協力員の配置人数は3名を上限する。 ※加算分は、学習支援その他学習面</p>				<p>10 未就園児等全戸訪問事業</p> <p>①訪問費用 訪問1回あたり×6,000円</p> <p>②事務職員雇上費(日額) 1市町村当たり 事務職員数×日額 <u>7,210円</u></p> <p>③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費 1市町村当たり 年額 564,000円</p> <p>11 子育て支援訪問事業 1人当たり 8,000円</p> <p>12 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり ①学習指導協力員以外の者 2,725,000円 ×実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>②学習指導協力員(実施要綱第3の8の(2)の①学習指導協力員) ア 基本分 イ 加算分 2,725,000円×配置人数 1,429,000円</p> <p>※学習指導協力員の配置人数は3名を上限する。 ※加算分は、学習支援その他学習面</p>
--	--	--	--	--	--	--

	<p>16 児童の安全確認等のための体制強化 事業 1 児童相談所当たり（警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合） <u>25,010,000円</u> ※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合は、<u>20,008,000円</u> 1 市町村当たり <u>15,006,000円</u></p>		定額
	<p>17 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 8,175,000円</p>		定額
	<p>16 児童の安全確認等のための体制強化 事業 1 児童相談所当たり（警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合） <u>25,015,000円</u> ※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合は、<u>20,012,000円</u> 1 市町村当たり <u>15,009,000円</u></p>		定額
	<p>17 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>10,000,000円</u></p>		定額

	<p>費、委託料、使用料及び償借料、共済費</p> <p>18 児童虐待防止等のための広報啓発等事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 13,482,000円</p> <p>19 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 1 都道府県及び市（指定都市、児童相談所設置市及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合を含む。）に限り。）当たり 4,182,000円 ※児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528,000円を加算</p> <p>20 児童福祉司任用資格取得支援事業 1人当たり 130,000円</p>
	<p>費、委託料、使用料及び償借料、共済費</p> <p>18 児童虐待防止のための広報啓発等事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 13,482,000円</p> <p>19 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 1 都道府県及び市（指定都市、児童相談所設置市及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合を含む。）に限り。）当たり 4,182,000円 ※児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528,000円を加算</p> <p>20 児童福祉司任用資格取得支援事業 1人当たり 130,000円</p>

				料、使用料 及び賃借 料、備品購 入費	1 / 2
ひきこもり等児童福祉事業	次により算出された額の合計額 1 ふれあいい心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 374,920円 (ふれあいい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 3,610円 ②事業実施前研修会費 165,000円 ③活動検学会 1回当たり 30,180円	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	1 / 2
ひきこもり等児童福祉事業	2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,610円 ②通所指導 児童1人当たり日額 1,750円	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	1 / 2
ひきこもり等児童福祉事業	3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,500円	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	ひきこもり等児童福祉事業 に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金	1 / 2

<p>成17年3月28日 見発第0328006号 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業 に必要な給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、報 役務費、報酬、委託料、補助金</p>	<p>次により算出された額の合計額 1 児童家庭支援センター運営事業 ①運営費 ア 及びびの合計額 ア 事務費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 <u>11,796,000円</u> 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 <u>7,854,000円</u> (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 983,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 655,000円 (1月未満の場合は1月とする)</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業等</p>
<p>成17年3月28日 見発第0328006号 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業 に必要な給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、報 役務費、報酬、委託料、補助金</p>	<p>次により算出された額の合計額 1 児童家庭支援センター運営事業 ①運営費 ア 及びびの合計額 ア 事務費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 <u>11,780,000円</u> 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 <u>7,846,000円</u> (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 982,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 654,000円 (1月未満の場合は1月とする)</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業等</p>
<p>法的问题対応加算 年間 <u>360,000円</u></p>	<p>児童家庭支援センター運営事業等</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業等</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業等</p>

			<p>イ 事業費 1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。）</p> <p>前年度途中に開所した場合 は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p> <p>年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 件～ 599 件</td> <td>352,800 円</td> </tr> <tr> <td>600 件～ 899 件</td> <td>937,550 円</td> </tr> <tr> <td>900 件～1,399 件</td> <td>1,851,300 円</td> </tr> <tr> <td>1,400 件～1,899 件</td> <td>2,792,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,900 件～2,399 件</td> <td>3,527,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,400 件～2,899 件</td> <td>4,262,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,900 件～3,399 件</td> <td>4,997,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,400 件～3,899 件</td> <td>5,732,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,900 件～4,399 件</td> <td>6,467,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	件数区分	基準額	50 件～ 599 件	352,800 円	600 件～ 899 件	937,550 円	900 件～1,399 件	1,851,300 円	1,400 件～1,899 件	2,792,000 円	1,900 件～2,399 件	3,527,000 円	2,400 件～2,899 件	4,262,000 円	2,900 件～3,399 件	4,997,000 円	3,400 件～3,899 件	5,732,000 円	3,900 件～4,399 件	6,467,000 円
件数区分	基準額																							
50 件～ 599 件	352,800 円																							
600 件～ 899 件	937,550 円																							
900 件～1,399 件	1,851,300 円																							
1,400 件～1,899 件	2,792,000 円																							
1,900 件～2,399 件	3,527,000 円																							
2,400 件～2,899 件	4,262,000 円																							
2,900 件～3,399 件	4,997,000 円																							
3,400 件～3,899 件	5,732,000 円																							
3,900 件～4,399 件	6,467,000 円																							
			<p>イ 事業費 1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。）</p> <p>前年度途中に開所した場合 は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p> <p>年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 件～ 599 件</td> <td>352,800 円</td> </tr> <tr> <td>600 件～ 899 件</td> <td>937,550 円</td> </tr> <tr> <td>900 件～1,399 件</td> <td>1,851,300 円</td> </tr> <tr> <td>1,400 件～1,899 件</td> <td>2,792,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,900 件～2,399 件</td> <td>3,527,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,400 件～2,899 件</td> <td>4,262,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,900 件～3,399 件</td> <td>4,997,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,400 件～3,899 件</td> <td>5,732,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,900 件～4,399 件</td> <td>6,467,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	件数区分	基準額	50 件～ 599 件	352,800 円	600 件～ 899 件	937,550 円	900 件～1,399 件	1,851,300 円	1,400 件～1,899 件	2,792,000 円	1,900 件～2,399 件	3,527,000 円	2,400 件～2,899 件	4,262,000 円	2,900 件～3,399 件	4,997,000 円	3,400 件～3,899 件	5,732,000 円	3,900 件～4,399 件	6,467,000 円
件数区分	基準額																							
50 件～ 599 件	352,800 円																							
600 件～ 899 件	937,550 円																							
900 件～1,399 件	1,851,300 円																							
1,400 件～1,899 件	2,792,000 円																							
1,900 件～2,399 件	3,527,000 円																							
2,400 件～2,899 件	4,262,000 円																							
2,900 件～3,399 件	4,997,000 円																							
3,400 件～3,899 件	5,732,000 円																							
3,900 件～4,399 件	6,467,000 円																							
			<p>イ 事業費 1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。）</p> <p>前年度途中に開所した場合 は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。</p> <p>年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 件～ 599 件</td> <td>352,800 円</td> </tr> <tr> <td>600 件～ 899 件</td> <td>937,550 円</td> </tr> <tr> <td>900 件～1,399 件</td> <td>1,851,300 円</td> </tr> <tr> <td>1,400 件～1,899 件</td> <td>2,792,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,900 件～2,399 件</td> <td>3,527,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,400 件～2,899 件</td> <td>4,262,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,900 件～3,399 件</td> <td>4,997,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,400 件～3,899 件</td> <td>5,732,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,900 件～4,399 件</td> <td>6,467,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	件数区分	基準額	50 件～ 599 件	352,800 円	600 件～ 899 件	937,550 円	900 件～1,399 件	1,851,300 円	1,400 件～1,899 件	2,792,000 円	1,900 件～2,399 件	3,527,000 円	2,400 件～2,899 件	4,262,000 円	2,900 件～3,399 件	4,997,000 円	3,400 件～3,899 件	5,732,000 円	3,900 件～4,399 件	6,467,000 円
件数区分	基準額																							
50 件～ 599 件	352,800 円																							
600 件～ 899 件	937,550 円																							
900 件～1,399 件	1,851,300 円																							
1,400 件～1,899 件	2,792,000 円																							
1,900 件～2,399 件	3,527,000 円																							
2,400 件～2,899 件	4,262,000 円																							
2,900 件～3,399 件	4,997,000 円																							
3,400 件～3,899 件	5,732,000 円																							
3,900 件～4,399 件	6,467,000 円																							

4,400 件以上	6,615,000 円	②初度調弁費 1 か所当たり 400,000 円 2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069,000 円	児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員（臨時の職に関するに限り。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	3 指導委託促進事業 1 件当たり 月額 108,000 円	指導委託促進事業に
4,400 件以上	6,615,000 円	②初度調弁費 1 か所当たり 400,000 円 2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069,000 円	児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員（臨時の職に関するに限り。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	3 指導委託促進 等 事業 1 件当たり 月額 107,000 円	指導委託促進事業に

			<p>設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分 1 か所当たり 8,000,000 円 ②里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1 か所当たり 1,000,000 円</p> <p>2 地域子育て支援拠点の環境改善事業（実施要綱第3の2に定める事業） 1 か所当たり 8,000,000 円</p> <p>3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（実施要綱第3の3に定める事業） 1 か所当たり 8,000,000 円</p>			<p>就学者自立生活援助事業</p> <p>次により算出された額の合計額 1 一般生活費 1 人当たり 月額 <u>11,360 円</u></p> <p>2 特別育成費 自立援助ホームの入所者（20 歳到達後から原則 22 歳の年度末までの間の者）であって、高等学校に在学している者及び高等学校第 1 学年に入学する者 (1) 基本額 1 人当たり 月額 24,420 円 (2) 資格取得等特別加算 1 人当たり 57,610 円 (3) 補習費 1 人当たり 月額 20,000 円</p>	1/2
			<p>設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分 1 か所当たり 8,000,000 円 ②里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1 か所当たり 1,000,000 円</p> <p>2 地域子育て支援拠点の環境改善事業（実施要綱第3の2に定める事業） 1 か所当たり 8,000,000 円</p> <p>3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（実施要綱第3の3に定める事業） 1 か所当たり 8,000,000 円</p>			<p>就学者自立生活援助事業</p> <p>次により算出された額の合計額 1 一般生活費 1 人当たり 月額 <u>11,310 円</u></p> <p>2 特別育成費 自立援助ホームの入所者（20 歳到達後から原則 22 歳の年度末までの間の者）であって、高等学校に在学している者及び高等学校第 1 学年に入学する者 (1) 基本額 1 人当たり 月額 24,420 円 (2) 資格取得等特別加算 1 人当たり 57,610 円 (3) 補習費 1 人当たり 月額 20,000 円</p>	1/2

	<p>(4) 補習費特別分 1人当たり 月額 25,000円</p> <p>3 児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表(1人当たり月額) ※10月分から翌年3月分に限る</p> <table border="1"> <tr><td>旧5級地</td><td>1,210円</td></tr> <tr><td>旧4級地</td><td>1,020円</td></tr> <tr><td>旧3級地</td><td>630円</td></tr> <tr><td>旧2級地</td><td>400円</td></tr> <tr><td>その他の地域</td><td>200円</td></tr> </table> <p>(注)この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	旧5級地	1,210円	旧4級地	1,020円	旧3級地	630円	旧2級地	400円	その他の地域	200円	<p>購入費、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金</p>	
旧5級地	1,210円												
旧4級地	1,020円												
旧3級地	630円												
旧2級地	400円												
その他の地域	200円												
	<p>4 就職支度費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者)であって、就職することとなつた者 (1) 一般分 1人当たり 82,760円</p> <p>(2) 特別基準分 1人当たり 198,530円</p> <p>5 大学進学等自立生活支度費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者)であって、大学等へ進学す</p>												

				<p>②就学し一般賃貸住宅等に居住しているが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 1人当たり 月額 50,000円 の範囲内（支給期間は6か月を限度）</p> <p>(3) 生活費支援 ①一般生活費 ア 就学・就労をしていない者で措置された里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者 1人当たり 月額 51,870円 イ 就学している者で措置された里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 1人当たり 月額 11,310円 ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 1人当たり 月額 50,000円 (支給期間は6か月を限度)</p> <p>②児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表（1人当たり月額） ※10月分から翌年3月分に限る</p> <table border="1" data-bbox="1085 403 1404 840"> <tr> <td>対象者</td> <td>就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者</td> <td>大学等に就学している者、就労している者</td> </tr> </table> <p>級地別</p>	対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者																																			
対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者																																								
		<p>②就学し一般賃貸住宅等に居住しているが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 1人当たり 月額 50,000円 の範囲内（支給期間は6か月を限度）</p> <p>(3) 生活費支援 ①一般生活費 ア 就学・就労をしていない者で措置された里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者 1人当たり 月額 52,120円 イ 就学している者で措置された里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 1人当たり 月額 11,360円 ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 1人当たり 月額 50,000円 (支給期間は6か月を限度)</p> <p>②児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表（1人当たり月額） ※10月分から翌年3月分に限る</p> <table border="1" data-bbox="1085 1344 1404 1780"> <tr> <td>対象者</td> <td>就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者</td> <td>大学等に就学している者、就労している者</td> </tr> </table> <p>級地別</p>	対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者																																					
対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者																																								

旧5級地	7,270円	1,210円
旧4級地	5,570円	1,020円
旧3級地	3,600円	630円
旧2級地	2,680円	400円
その他の地域	1,340円	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とする。

(4) 学習費等支援
①特別育成費

居住費支援又は生活支援を受けている者であって、①高等学校に在学している者、②高等学校第1学年に入学する者、③高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者(③の者については、ウ及びエの経費に限る。)

ア	基本額		
	1人当たり	月額	24,420円
イ	資格取得等特別加算		
	1人当たり	月額	57,610円
ウ	補習費		
	1人当たり	月額	20,000円
エ	補習費特別分		
	1人当たり	月額	25,000円

②就職支度費

旧5級地	7,270円	1,210円
旧4級地	5,570円	1,020円
旧3級地	3,600円	630円
旧2級地	2,680円	400円
その他の地域	1,340円	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とする。

(4) 学習費等支援
①特別育成費

居住費支援又は生活支援を受けている者であって、①高等学校に在学している者、②高等学校第1学年に入学する者、③高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者(③の者については、ウ及びエの経費に限る。)

ア	基本額		
	1人当たり	月額	24,420円
イ	資格取得等特別加算		
	1人当たり	月額	57,610円
ウ	補習費		
	1人当たり	月額	20,000円
エ	補習費特別分		
	1人当たり	月額	25,000円

②就職支度費

		乳児院等多機能推進事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 育児指導機能強化事業 1 施設当たり <u>4,987,000 円</u></p> <p>2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師以外の場合） 1 施設当たり 1,927,000 円</p> <p>(2) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師の場合） ①医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1 施設当たり 2,129,000 円 ②医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1 施設当たり 5,084,000 円 ③医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1 施設当たり <u>6,349,000 円</u></p> <p>※（2）の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月ににおける医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。</p> <p>3 産前・産後母子支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置等による支援 1 か所当たり <u>7,234,000 円</u></p> <p>(2) 看護師の配置等による支援 1 か所当たり <u>5,089,000 円</u> 補助職員を配置する場合（加算） 1 か所当たり <u>1,126,000 円</u></p> <p>(3) 住まいの提供に当たったての環境改善</p>
		乳児院等多機能推進事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 育児指導機能強化事業 1 施設当たり <u>4,994,000 円</u></p> <p>2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師以外の場合） 1 施設当たり 1,927,000 円</p> <p>(2) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師の場合） ①医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1 施設当たり 2,129,000 円 ②医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1 施設当たり 5,084,000 円 ③医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1 施設当たり <u>6,358,000 円</u></p> <p>※（2）の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月ににおける医療的ケアが必要な児童等の人数の实人数に応じて算定すること。</p> <p>3 産前・産後母子支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置等による支援 1 か所当たり <u>7,241,000 円</u></p> <p>(2) 看護師の配置等による支援 1 か所当たり <u>5,090,000 円</u> 補助職員を配置する場合（加算） 1 か所当たり <u>1,125,000 円</u></p> <p>(3) 住まいの提供に当たったての環境改善</p>
1 / 2	市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3	乳児院等多機能推進事業	<p>乳児院等多機能推進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時職員の任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品、食糧費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員費（通信運搬費、広告料、保険料）、報酬費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、改修費、設備整備費、補助金</p>

					<p>研修受講者 1人当たり 55,000円</p> <p>② 第三者評価受審促進事業 1 か所当たり 321,000円</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関連体制整備支援事業</p> <p>①基本分 1 か所当たり 10,931,000円</p> <p>②障害児等支援加算 1 か所当たり 3,073,000円</p> <p>③心理療法定当職員配置加算 1 か所当たり 6,171,000円</p> <p>(3) 養子縁組民間あっせん機関連支援体制構築等モデル事業</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>	<p>児童養護施設</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>	<p>児童養護施設</p>	<p>研修受講者 1人当たり 54,000円</p> <p>② 第三者評価受審促進事業 1 か所当たり 321,000円</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関連支援体制構築等モデル事業</p> <p>①養親希望者等支援モデル事業 1 か所当たり 4,583,000円</p> <p>②障害児等支援モデル事業 1 か所当たり 3,070,000円</p> <p>③心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,179,000円</p> <p>④特定妊婦への支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,344,000円</p> <p>⑤高齢児等への支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 3,354,000円</p> <p>⑥資質向上モデル事業 1 か所当たり 1,100,000円</p> <p>⑦子どもの出自を知る権利に関する支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,179,000円</p> <p>(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 1人(世帯)当たり 400,000円</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>	<p>児童養護施設</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>	<p>児童養護施設</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>
					<p>研修受講者 1人当たり 54,000円</p> <p>② 第三者評価受審促進事業 1 か所当たり 321,000円</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関連支援体制構築等モデル事業</p> <p>①養親希望者等支援モデル事業 1 か所当たり 4,583,000円</p> <p>②障害児等支援モデル事業 1 か所当たり 3,070,000円</p> <p>③心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,179,000円</p> <p>④特定妊婦への支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,344,000円</p> <p>⑤高齢児等への支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 3,354,000円</p> <p>⑥資質向上モデル事業 1 か所当たり 1,100,000円</p> <p>⑦子どもの出自を知る権利に関する支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,179,000円</p> <p>(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 1人(世帯)当たり 400,000円</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>	<p>児童養護施設</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>	<p>児童養護施設</p>	<p>児童養護施設等民有施設</p>					

等民有地マッチング事業	業 (1) 民有地マッチング支援 1 自治体当たり 5,900,000 円 (2) 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり 4,500,000 円 (3) コーディネーター配置支援 1 自治体当たり 4,400,000 円	地マッチング事業に必要報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時職員の任用職員へ支給されるものに限る)、報酬費、旅費用費(会議費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	等民有地マッチング事業			
等民有地マッチング事業	業 (1) 民有地マッチング支援 1 自治体当たり 5,900,000 円 (2) 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり 4,500,000 円 (3) コーディネーター配置支援 1 自治体当たり 4,400,000 円	地マッチング事業に必要報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時職員の任用職員へ支給されるものに限る)、報酬費、旅費用費(会議費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	等民有地マッチング事業		1/2	ヤングケアラー支援 体制強化事業 に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度
ヤングケアラー支援 体制強化事業	次により算出された額の合計額 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業 (1) 実態調査 1 都道府県、指定都市あたり 7,491,000 円 1 中核市、特別区あたり					

任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る）、報酬費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料費）、改修費、備品購入費、役員費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、報償料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金、負担金	2/3
<p>1 市町村あたり 4,038,000円 2,250,000円</p> <p>(2) 関係機関職員研修 1 都道府県、指定都市あたり 4,025,000円 1 中核市、特別区あたり 2,356,000円 1 市町村あたり 1,695,000円</p> <p>2 ヤングケアラー支援体制構築モデル事業 (1) コーデイネーターの配置 1 都道府県、指定都市あたり 17,637,000円 1 中核市、特別区あたり 11,291,000円 1 市町村あたり 6,312,000円</p> <p>(2) ピアサポート等相談支援 1 都道府県、指定都市あたり 7,261,000円 1 中核市、特別区あたり 4,923,000円 1 市町村あたり 2,539,000円</p> <p>(3) オンラインサロン運営支援 1 都道府県、指定都市あたり 3,794,000円 1 中核市、特別区あたり 2,582,000円 1 市町村あたり 1,710,000円</p>	

	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当</p> <p><u>ア 基本額</u></p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲内において、婦人相談員1人に対し、1月当たり153,900円</p> <p>ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者(※2)については、婦人相談員1人に対し、1月当たり197,700円</p> <p>※1 会計年度任用職員等(令和元年度以前の制度において、非常勤として委嘱されていた者を含む)とする。</p> <p><u>※2 「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(平成30年5月28日付け子家発0528第1号)</u></p> <p><u>※3</u> 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。</p> <p>(例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間を乗じて金額を算出</p> <p><u>※4</u> 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼務している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること。</p> <p>(例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5</p>	5/10
	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲内において、婦人相談員1人に対し、1月当たり153,900円</p> <p>ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者(※2)については、婦人相談員1人に対し、1月当たり197,700円</p> <p>※1 会計年度任用職員等(令和元年度以前の制度において、非常勤として委嘱されていた者を含む)とする。</p> <p><u>※2 「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(平成30年5月28日付け子家発0528第1号)</u></p> <p><u>※3</u> 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。</p> <p>(例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間を乗じて金額を算出</p> <p><u>※3</u> 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼務している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること</p> <p>(例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5</p>	5/10
	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲内において、婦人相談員1人に対し、1月当たり153,900円</p> <p>ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者(※2)については、婦人相談員1人に対し、1月当たり197,700円</p> <p>※1 会計年度任用職員等(令和元年度以前の制度において、非常勤として委嘱されていた者を含む)とする。</p> <p><u>※2</u> 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。</p> <p>(例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間を乗じて金額を算出</p> <p><u>※3</u> 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼務している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること</p> <p>(例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5</p>	5/10

<p>人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出。 ※5 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数や勤務時間に基づき算出した割合を、上記の金額に乗じて算出すること。</p>	<p>※6 上記により算出した金額に、1月当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p><u>イ 経験年数加算</u> (ア) 婦人相談員としての経験年数が3年以上10年未満の婦人相談員1人に対し、1月当たり3,500円に経験年数から2を差し引いた数を乗じた額</p>	<p>ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員1人に対し、1月当たり4,500円に経験年数から2を差し引いた数を乗じた額</p>	<p>(イ) 婦人相談員としての経験年数が10年以上の婦人相談員1人に対し、1月当たり35,000円</p>	<p>ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員1人に対し、45,000円</p>	<p>※1 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼務している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること。</p>	<p>※2 婦人相談員が、月の途中で任免</p>	<p>人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出。 ※4 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数や勤務時間に基づき算出した割合を、上記の金額に乗じて算出すること</p>	<p>※5 上記により算出した金額に、1月当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする</p>																																																																																																																																																																																																																																														

								<p>費、印刷製 本費)<u>、使 用料及び賃 借料</u></p>	<p>婦人相談 所等職員へ の専門研修 事業に必要な 旅費、需用 費(消耗品 費、印刷製 本費)、使 用料及び賃 借料</p>	<p>(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業 次のア～ウのいずれか1つを選択する。 ア 研修を年1回開催する場合 年額 87,070円 イ 研修を年2回開催する場合 年額 174,140円 ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額 261,210円</p>	<p>(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 <u>664,970円</u></p>	<p>専門通訳 者養成研修 に必要な報 償費、旅 費、需用費 (消耗品 費、印刷製 本費)、役 務費(通信 運搬費)、 使用料及び 賃借料、賃 借料</p>	<p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 <u>769,080円</u></p>	<p>法的対応 機能強化事 業に必要な 報酬、報償 費、旅費、 需用費(消 耗品費、印 刷製本</p>						
								<p>費、印刷製 本費)<u>、使 用料及び賃 借料</u></p>	<p>婦人相談 所等職員へ の専門研修 事業に必要な 旅費、需用 費(消耗品 費、印刷製 本費)、使 用料及び賃 借料</p>	<p>(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業 次のア～ウのいずれか1つを選択する。 ア 研修を年1回開催する場合 年額 87,070円 イ 研修を年2回開催する場合 年額 174,140円 ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額 261,210円</p>	<p>(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 <u>645,130円</u></p>	<p>専門通訳 者養成研修 に必要な報 償費、旅 費、需用費 (消耗品 費、印刷製 本費)、役 務費(通信 運搬費)、 使用料及び 賃借料、賃 借料</p>	<p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 <u>713,960円</u></p>	<p>法的対応 機能強化事 業に必要な 報酬、報償 費、旅費、 需用費(消 耗品費、印 刷製本</p>						

					同伴児童 通字支援事 業に必要な 給与、報 酬、賃金、 職員手当 等、共済 費、扶助費	
			(11) 同伴児童通字支援事業 一時保護委託施設1 施設当たり 年額 1,875,000 円	5/10	事業実施 に必要な 報酬、給 料、職員手 当等、賃 金、報償 費、旅費、 需用費(消 耗品費、印 刷製本費、 会議費)、 役務費(通 信運搬費 等)、委託 料、使用料 及び賃借 料、備品購 入費、共済 費、扶助費	5/10
	DV被 害者等 自立生 活援助 事業	1 施設当たり年額 4,550,000 円				
	DV被 害者等 自立生 活援助 事業	1 施設当たり年額 4,552,000 円				
			(11) 同伴児童通字支援事業 一時保護委託施設1 施設当たり 年額 1,875,000 円	5/10	事業実施 に必要な 報酬、給 料、職員手 当等、賃 金、報償 費、旅費、 需用費(消 耗品費、印 刷製本費、 会議費)、 役務費(通 信運搬費 等)、委託 料、使用料 及び賃借 料、備品購 入費、共済 費、扶助費	5/10
	DV被 害者等 自立生 活援助 事業	1 施設当たり年額 4,552,000 円	次により算出された額の合計額 1 必須事業として次の事業を実施 (1) アウトリーチ支援(①夜間見回り 等) (2) 関係機関連携会議の設置 上記(1)、(2)の事業を実施 1 か所当たり 年額11,340,000 円 (3) 加算分として次の事業を実施 アウトリーチ支援(②相談及び面 談)			

					費、印刷製 本費、会議 費、光熱水 費、食糧 費)、役務 費 (通信運 搬費等)、 委託料、使 用料及び賃 借料、備品 購入費、共 済費、扶助 費、補助金	10/10 10/10
					1 か所当たり 年額 <u>5,930,000 円</u> 2 任意事業として次の事業を実施した 場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1 か所当たり 年額 <u>3,798,000 円</u> (2) 自立支援 1 か所当たり 年額 <u>5,694,000 円</u>	1 自治体当たり年額 <u>8,519,000 円</u>
				困難な問 題を抱える 女性支援連 携強化モデル 事業に必要 な報酬、職員 給料、職員賃 手当等、賃 金、報償 費、謝金、 旅費、需用 費(消耗品 費、印刷製 本費、会議 費、役務費 (通信運搬 費等)、備 品購入費、扶 助費		
					1 か所当たり 年額 <u>6,245,000 円</u> 2 任意事業として次の事業を実施した 場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1 か所当たり 年額 <u>20,626,000 円</u> (2) 自立支援 1 か所当たり 年額 <u>7,423,000 円</u>	1 自治体当たり年額 <u>8,673,000 円</u>
				困難な問 題を抱える 女性支援連 携強化モデル 事業に必要 な報酬、職員 給料、職員賃 手当等、賃 金、報償 費、謝金、 旅費、需用 費(消耗品 費、印刷製 本費、会議 費、役務費 (通信運搬 費等)、備 品購入費、扶 助費	10/10 10/10	
				民間団 体支援 強化・推 進事業	<u>民間団体</u> <u>支援強化・</u> <u>推進事業に</u> <u>必要な報</u> <u>1/2</u>	次により算出された額の合計額 1 <u>民間団体支援推進事業</u> <u>1 自治体当たり年額</u> <u>3,202,000 円</u>

		<p>業</p> <p>2 民間団体育成事業 1 自治体当たり年額 1,253,000 円</p> <p>3 民間団体立ち上げ支援事業 1 自治体当たり年額 6,930,000 円</p>	<p>酬、給料、 職員手当 等、賃金、 報償費、謝 金、旅費、 需用費(消 耗品費、印 刷製本費、 会議費、役 務費(通信 運搬費 等)、備品 購入費、委 託料、補助 金、共済 費、扶助費</p>	<p>(注1)「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する、以下の要件をすべて満たす整備計画については、補助率を2/3とする。</p> <p>① 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。</p> <p>② 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。(乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高い子ども」の養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること。)</p> <p>③ 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもに高いために集合する生活単位の整備を含む整備計画を策定すること。</p> <p>(注2)「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業については、補助率を2/3とする。</p>
--	--	--	--	--

改正後	現行
<p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成26年9月30日雇児発0930第13号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が</p>

改正後	現行
<p>(3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業並びに<u>市町村が行う事業</u>に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) ～ (11) 略</p>	<p>行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業及び<u>市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。））並びに市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。））</u>に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成26年9月30日雇児発0930第3号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成27年4月10日雇児発0410第5号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>(6) 平成26年9月30日雇児発0930第4号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>(7) 平成26年3月31日雇児発0331第5号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</p> <p>(8) 令和元年6月26日子発0626第2号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業</p>

改正後	現行
<p>(12) (削除)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1) のア (イ)、イ及び (2) により算出された額 (事業ごとに算出された額) に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(6) <u>及び</u> (11) 以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業 (3の(1) (4) (5) (7) (8) (9) (10) については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目 (3の(4) にあつては第3欄の1及び2) ごと</p>	<p>(9) 令和2年3月30日子発0330第2号「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村 (特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。) が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業</p> <p>(10) 令和3年3月29日子発0329第11号「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>(11) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市 (以下、3(11)、4(3)、6(8)及び(9)において「都道府県等」という。) が行う住宅支援資金の貸付事業並びに都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 (以下「都道府県等が適当と認める団体」という。) が行う事業に対して都道府県等が補助する事業 (以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (団体実施分)」という。)</p> <p>(12) <u>令和3年2月1日子発0201第1号「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1) のア (イ)、イ及び (2) により算出された額 (事業ごとに算出された額) に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(6) <u>、</u> (11) <u>及び</u> (12) 以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業 (3の(1) (4) (5) (7) (8) (9) (10) については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p><u>及び</u> <u>市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業 (子どもの生活・学習支援事業 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。))</u></p>

改正後	現行
<p>に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額(3の(2)の事業)については、選定された額から<u>家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額</u>に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業)については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(6)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(3) 3の(11)の事業</p> <p>ア 都道府県等が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比</p>	<p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額(3の(2)の事業)については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業)については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(6)及び(12)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(3) 3の(11)の事業</p> <p>ア 都道府県等が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比</p>

改正後	現行
<p>較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 (1) ～ (11) 略</p>	<p>較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 4 で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10 千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 6 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

改正後	現行
<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1)市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための</p>	<p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。</p> <p>(8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において(1)、(2)、(4)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都府市長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「指定都府市長の承認」と、(4)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(4)及び(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都府市長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1)市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための</p>

改正後	現行
<p>相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめ、毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業、ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。））</p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめ、毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 上記(1)以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>
<p>8～10 略</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までにを行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のため</p>

改正後	現行
<p>のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援助モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活上事業（子ども生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。））市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたとときは、必要ない日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたとときはこれをとりまとめ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 略</p>	<p>の相談窓口の化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援助モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業、ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活上事業（子ども生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。））市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたとときはこれをとりまとめ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記（1）以外の事業</p> <p>別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後

現行

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
		1 母子家庭等就業・自立支援センター事業		
		(1) 就業支援事業		
		1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額		
		ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,502,000円</u>		
		イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合		
		ウ 週6日実施の場合 <u>7,180,000円</u>		
		エ 週7日実施の場合 <u>9,212,000円</u>		
		(2) 就業支援講習会等事業		
		次のア又はイに定める金額		
		ア 1センター当たり 9,200,000円		
		イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合		
		1センター当たり <u>14,099,000円</u>		
		(3) 就業情報提供事業		
		1センター当たり <u>2,763,000円</u>		

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
		1 母子家庭等就業・自立支援センター事業		
		(1) 就業支援事業		
		1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額		
		ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,497,000円</u>		
		イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合		
		ウ 週6日実施の場合 <u>7,174,000円</u>		
		エ 週7日実施の場合 <u>9,204,000円</u>		
		(2) 就業支援講習会等事業		
		次のア又はイに定める金額		
		ア 1センター当たり 9,200,000円		
		イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合		
		1センター当たり <u>14,092,000円</u>		
		(3) 就業情報提供事業		
		1センター当たり <u>2,761,000円</u>		

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。					(4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。		
		ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。					ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。		
		(5) 養育費等支援事業 ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 (1) 1センター当たり <u>6,634,000円</u>					(5) 養育費等支援事業 ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 (1) 1センター当たり <u>6,633,000円</u>		
		イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 <u>4,627,000円</u> (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 <u>4,852,000円</u> (ウ) 週6日実施の場合 <u>5,079,000円</u> (エ) 週7日実施の場合 <u>5,534,000円</u>					イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 <u>4,405,000円</u> (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 <u>4,845,000円</u> (ウ) 週6日実施の場合 <u>5,073,000円</u> (エ) 週7日実施の場合 <u>5,528,000円</u>		
		ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 <u>11,709,000円</u>					ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 <u>11,707,000円</u>		

改正後

現行

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		<p>(6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1 センター当たり <u>1,830,000円</u> イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 361,000円 (イ) 301件以上350件以下の場合 722,000円 (ウ) 351件以上400件以下の場合 1,083,000円 (エ) 401件以上450件以下の場合 1,444,000円 (オ) 451件以上500件以下の場合 1,805,000円 (カ) 501件以上の場合 2,166,000円 (7) 相談関係職員研修支援事業 1 センター当たり <u>2,771,000円</u> (8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1 センター当たり 2,300,000円 (9) 心理担当者による相談支援事業 1 センター当たり 3,000,000円</p>	<p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限り)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	1/2
		<p>次により算出された額の合計額□ 2 一般市等就業・自立支援事業 (1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり ア～ウに定める額を合計した金額 ア 就業支援等関係事業(1の(1)～(4)及び(9))を行う場合) 2,000,000円 イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合) 2,000,000円 ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合) 1,000,000円 (2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 1 事業あたり 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 1 事業あたり 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上の場合 1 事業あたり 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。 (3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。 (1) 1事業当たり <u>6,634,000円</u></p>	<p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	1/2

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		<p>(6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1 センター当たり <u>1,828,000円</u> イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 361,000円 (イ) 301件以上350件以下の場合 722,000円 (ウ) 351件以上400件以下の場合 1,083,000円 (エ) 401件以上450件以下の場合 1,444,000円 (オ) 451件以上500件以下の場合 1,805,000円 (カ) 501件以上の場合 2,166,000円 (7) 相談関係職員研修支援事業 1 センター当たり <u>2,769,000円</u> (8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1 センター当たり 2,300,000円 (9) 心理担当者による相談支援事業 1 センター当たり 3,000,000円</p>	<p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	1/2
		<p>次により算出された額の合計額□ 2 一般市等就業・自立支援事業 (1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり ア～ウに定める額を合計した金額 ア 就業支援等関係事業(1の(1)～(4)及び(9))を行う場合) 2,000,000円 イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合) 2,000,000円 ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合) 1,000,000円 (2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 1 事業あたり 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 1 事業あたり 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上の場合 1 事業あたり 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。 (3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。 (1) 1事業当たり <u>6,633,000円</u></p>	<p>一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	1/2

改正後

現行

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額 1 事務費分 1 都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり <u>4,059,000円</u> 2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の間については次のエの単価とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額として、 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額 1 事務費分 1 都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり <u>4,056,000円</u> 2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の間については次のエの単価とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額として、 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	

改正後

現行

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等生活向上事業(子ども生活・学習支援事業)	(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、光熱水費)、燃料費、業務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び貸借料、負担金、補助及び交付金	1/2 (市町村が行う事業に対しては、都道府県が補助する場合 2/3)
	ひとり親家庭等生活向上事業(子ども生活・学習支援事業)	次に算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等生活支援事業(1)1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり <u>11,494,000円</u> (2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 <u>4,343,000円</u> 2 子どもの生活・学習支援事業 (1)集合型により実施する場合：(3)①～②及び④の合計 (2)派遣型により実施する場合：(3)①及び③の合計 (3)集合型と派遣型の両方を実施する場合：①～④の合計 ①事務費 1か所当たり <u>2,731,000円</u> ②事業費(集合型) ア 1か所当たり <u>7,687,000円</u> イ 実施日数に応じてアに加算する金額 105日～156日 <u>3,844,000円</u> 157日～208日 <u>7,687,000円</u> 209日以上 <u>11,531,000円</u> ③事業費(派遣型) ア 1回の訪問が1日の場合 <u>10,200円</u> ×訪問延回数 イ 1回の訪問が半日以上以内の場合 <u>6,590円</u> ×訪問延回数 ※1 上記2(3)②イの実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。 ④実施準備経費(1実施場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び貸借料(実施前月分) 600,000円 ※2 令和4年度中に支払われたものに限る。	1/2 (市町村が行う事業に対しては、都道府県が補助する場合 2/3)	

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等生活向上事業(子ども生活・学習支援事業)	(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等生活向上事業(子ども生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に限る。))を除く。))の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び貸借料、負担金、補助及び交付金	1/2 (市町村が行う事業に対しては、都道府県が補助する場合 2/3)
	ひとり親家庭等生活向上事業(子ども生活・学習支援事業)	次に算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等生活支援事業(1)1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり <u>11,482,000円</u> (2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 <u>4,265,000円</u> 2 子どもの生活・学習支援事業 (1)集合型により実施する場合：(3)①～②及び④の合計 (2)派遣型により実施する場合：(3)①及び③の合計 (3)集合型と派遣型の両方を実施する場合：①～④の合計 ①事務費 1か所当たり <u>2,727,000円</u> ②事業費(集合型) ア 1か所当たり <u>7,674,000円</u> イ 実施日数に応じてアに加算する金額 105日～156日 <u>3,836,000円</u> 157日～208日 <u>7,673,000円</u> 209日以上 <u>11,510,000円</u> ③事業費(派遣型) ア 1回の訪問が1日の場合 <u>10,180円</u> ×訪問延回数 イ 1回の訪問が半日以上以内の場合 <u>6,570円</u> ×訪問延回数 ※1 上記2(3)②イの実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。 ④実施準備経費(1実施場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び貸借料(実施前月分) 600,000円 ※2 令和3年度中に支払われたものに限る。	1/2 (市町村が行う事業に対しては、都道府県が補助する場合 2/3)	

改正後				
別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(削除)		

現行				
別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等生活向上事業(子ども学習支援事業(新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に限る。))	次により算出した額の合計額 1か所当たり 500,000円	ひとりの親家庭等生活向上事業(子ども学習支援事業(新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に限る。))の支給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限り、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限り)、報償費、共済費、備品購入費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料	1/2

改正後

現行

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	次により算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) (2) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。 (12,001円以上) ※特定一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日の制度開始後から適用する。 (3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 <u>ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</u> 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) <u>イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</u> 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上1,600,000円以下) (4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 <u>ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</u> 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額。 (12,001円以上) <u>イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</u> 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(1,600,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額。 (12,001円以上)	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 に必要なる負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	次により算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) (2) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。 (12,001円以上) ※特定一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日の制度開始後から適用する。 (3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 <u>ア 新規</u> 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) <u>イ 新規</u> (4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 <u>ア 新規</u> 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額。 <u>イ 新規</u>	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 に必要なる負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

改正後

現行

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1) 高等職業訓練促進給付金 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 b a以外の者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数 (2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数		

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1) 高等職業訓練促進給付金 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 b a以外の者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数 (2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数		

改正後

現行

別表		改正後			現行				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	次により算出した額の合計額 <u>1 受講開始時給付金</u> <u>令和4年4月1日以降に講座を開始した者</u> <u>受講開始費用の30%相当額(4,001円以上75,000円以下)</u> <u>2 受講修了時給付金</u> ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) <u>ウ 令和4年4月1日以降に講座を修了した者</u> <u>受講費用の40%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は100,000円)</u> <u>3 合格時給付金</u> ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) <u>(削除)</u> <u>ウ 令和4年4月1日以降に講座を修了した者</u> <u>受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円)</u>	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3/4		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	次により算出した額の合計額 <u>新規</u> <u>1 受講修了時給付金</u> ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) <u>2 合格時給付金</u> ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額 イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の20%相当額 <u>(1と2を合わせた給付額の上限は150,000円)</u>	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	次により算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるもの)を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3)キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父子自立支援プログラム策定事業 報酬、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、使用料及び賃借料)、委託料、共済費、負担金、補助及び交付金	10/10	母子・父子自立支援プログラム策定事業	次により算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるもの)を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3)キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父子自立支援プログラム策定事業	10/10	

改正後

現行

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次により算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円 (3) <u>相談支援体制の強化</u> (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,172,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,366,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,580,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,835,000円 (土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,754,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 969,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次により算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円 (3) <u>新設</u>	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2

改正後

現行

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	離婚前後親支援助モデル事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円	離婚前後親支援助モデル事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び貸借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業を実施するために必要な給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費、負担金	2/3

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	離婚前後親支援助モデル事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円	離婚前後親支援助モデル事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び貸借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業を実施するために必要な給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的使用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費、負担金	2/3

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業	1か所当たり 2,200,000円	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業を実施するために必要な報酬、報償費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2		ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業	1か所当たり 2,200,000円	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業を実施するために必要な報酬、報償費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

別紙 「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>雇 児 発 0930 第 13 号 平 成 26 年 9 月 30 日 一 部 改 正 雇 児 発 0401 第 30 号 平 成 28 年 4 月 1 日 一 部 改 正 子 発 0622 第 5 号 平 成 30 年 6 月 22 日 一 部 改 正 子 発 0330 第 15 号 令 和 2 年 3 月 30 日 <u>一 部 改 正</u> <u>子 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令 和 4 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。 また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>雇 児 発 0930 第 6 号 平 成 26 年 9 月 30 日 一 部 改 正 雇 児 発 0401 第 30 号 平 成 28 年 4 月 1 日 一 部 改 正 子 発 0622 第 5 号 平 成 30 年 6 月 22 日 一 部 改 正 子 発 0330 第 15 号 令 和 2 年 3 月 30 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）により、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。 また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義 (1) この通知において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。 (2) この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。</p> <p>3 実施主体 実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO法人や介護事業者等に委託することができる。</p> <p>4 対象者 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。 (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等 (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親</p>

改正後	現 行
	<p>家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>5 便宜の種類及び内容 便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。 (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。 (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。</p> <p>6 事業の実施場所 この事業の実施場所は、次のとおりとする。 (1) 生活援助 被生活援助者の居宅 (2) 子育て支援 ア 家庭生活支援員の居宅 イ 講習会等職業訓練を受講している場所 ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しや すい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）</p> <p>7 家庭生活支援員の選定等 実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定すること。 (1) 生活援助 生活援助の実施に必要な資格として実施主体が認めた資格を有する者、又は、生活援助の実施に必要な研修として実施主体が認めた研修を修了した者 (2) 子育て支援 別に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者又はこれと同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者</p> <p>8 家庭生活支援員の登録 (1) 実施主体は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録名簿を作成すること。 (2) 実施主体は、家庭生活支援員を選定した場合又は登録されて</p>

改正後	現 行
<p>10 費用の負担 <u>本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯の負担とすることができる。</u></p> <p>11～12 (略)</p>	<p>内容に変更があった場合は、すみやかに登録又は登録内容の変更を行うこと。 (3) 家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、すみやかに実施主体に報告を行うこと。</p> <p>9 家庭生活支援員の派遣等の決定等 (1) 事業の実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置し、家庭生活支援員の派遣等を必要とするひとり親家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて行うものとする。 (2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。 なお、本人以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図ること。</p> <p>10 費用の負担 <u>家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別に定める基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。</u></p> <p>11 関係機関との連携 都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、母子・父子自立支援員、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を委託している団体等との連絡・調整を十分に行うこと。</p> <p>12 国の補助 国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。</p>

別紙 「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>雇用福発0930第6号 平成26年9月30日 一部改正 雇用福発0401第1号 平成28年4月1日 一部改正 子家発0531第4号 平成30年5月31日 一部改正 子家発0625第1号 令和元年6月25日 一部改正 子家発0330第2号 令和2年3月30日 一部改正 子家発1225第1号 令和2年12月25日 一部改正 子家発0215第1号 令和3年2月15日 <u>一部改正 子家発※※第※号</u> <u>令和4年※月※日</u></p> <p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について</p>	<p>雇用福発0930第6号 平成26年9月30日 一部改正 雇用福発0401第1号 平成28年4月1日 一部改正 子家発0531第4号 平成30年5月31日 一部改正 子家発0625第1号 令和元年6月25日 一部改正 子家発0330第2号 令和2年3月30日 一部改正 子家発1225第1号 令和2年12月25日 一部改正 子家発0215第1号 令和3年2月15日</p> <p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について</p>

改正後	現 行
<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図りたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部（局）長におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知について、併せてお願いする。</p> <p>なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。</p> <p>おつて、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図りたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部（局）長におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知について、併せてお願いする。</p> <p>なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。</p> <p>おつて、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>1 ～ 5 (略)</p>	<p>1 事業の委託について この事業の委託を行う場合には、地域の母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等を積極的に活用されたい。</p> <p>2 派遣等対象家庭名簿の作成について (1) この事業の実施に当たっては、あらかじめ利用を希望する者を登録した派遣等対象家庭名簿を作成しておくこと。 (2) 派遣等対象家庭から派遣等対象家庭名簿に登録申請があった場合には、すみやかに名簿に登録するとともに、家庭生活支援員の派遣等を要請する場合の連絡先等を記した受付票を交付しておくこと。</p> <p>3 家庭生活支援員の選定について (1) 家庭生活支援員には、支援の内容を十分遂行できる者を選定することとし、その選定に当たっては、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を積極的に選定するよう努めること。 (2) 子育て支援に係る家庭生活支援員については、一定の研修を修了した者等から選定することとしているが、この一定の研修については、概ね別紙1の基準によること。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した</p>

改正後	現 行
	<p>者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別紙1の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とするができる。</p> <p>4 家庭生活支援員の派遣等の手続について</p> <p>(1) 派遣等対象家庭名簿に登録されている家庭等から、家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の上、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合には、利用者に通知するとともに、家庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとする。</p> <p>特に、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族の支援を受けることが困難である場合など、真に派遣等により生活援助、保育サービスの必要性のある家庭に対して行うものとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行って差し支えないものとする。</p> <p>(2) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容並びに費用負担の額を決定し、併せて利用者に通知するものとする。</p> <p>5 家庭生活支援員の業務内容について</p> <p>(1) 家庭生活支援員は、次に掲げるもののうち必要と認められる便宜を供与する。</p> <p>ア 乳幼児の保育</p> <p>イ 児童の生活指導</p> <p>ウ 食事の世話</p> <p>エ 住居の掃除</p>

改正後	現 行
	<p>オ 身の回りの世話</p> <p>カ 生活必需品等の買物</p> <p>キ 医療機関等との連絡</p> <p>ク その他必要な用務</p> <p>(2) 事業実施上の留意点</p> <p>ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時間単位とする。</p> <p>なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うこと。</p> <p>イ ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにすること。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとする。</p> <p>ウ 必要な便宜を供与する場合において、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言・指導について要望がある場合には、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること。</p> <p>エ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど緊急時の対応に留意すること。</p> <p>オ 派遣等の日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定すること。</p> <p>なお、ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合は特に配慮すること。</p> <p>カ 局長通知の別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）6(2)のイ及びウ（子育て</p>

改正後	現 行
<p>6 費用の負担について <u>本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯の負担とすることができる。</u></p>	<p>支援を受ける者の居宅を除く)の場所で児童の子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること。</p> <p>(ア) 子育ての経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。</p> <p>(イ) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。</p> <p>(ウ) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。</p> <p>(エ) 特に実施要綱6(2)のウの場所でサービスを実施する際の場所の確保については、事業の実施主体である都道府県又は市町村が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと。</p> <p>6 費用の負担について</p> <p>(1) <u>家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別紙2の基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。</u></p> <p><u>なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、令和3年3月から5月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯のうち次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者については、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12</u></p>

改正後	現 行
	<p>号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第295条の規定に該当するときは、<u>市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の令和元年の所得については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令による改正前の児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項（第3号に規定する控除を除く。）の規定の例により計算した額から、（ア）又は（ウ）に該当する場合には27万円を、（イ）に該当する場合には35万円を控除した額とする。</u></p> <p><u>（ア） 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（令和元年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。））を有するもの（（イ）に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>（イ）（ア）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が500万円以下であるもの</u></p> <p><u>（ウ） 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（令和元年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、令和元年の所得が500万円以下であるもの</u></p>

改正後	現 行
<p>(2) <u>(削除)</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>(2) <u>上記(1)の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(別紙3(様式例)参照)を提出するものとする。</u></p> <p>7 家庭生活支援員に対する手当 家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位数に応じて派遣等に要した費用の支給を行うこと。</p>

(別紙1)

別紙1 (略)

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と遊び (講習I) (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	3時間
② 学童期の発達	3時間
③ 児童にとつての遊び	3時間
II 健康管理と緊急対応 (講習II) (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9時間
④ 児童の病気	3時間
⑤ 緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥ 児童の成長と食生活	3時間
III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのような関わっているのかについて見学する。	3時間
IV 子育て支援の状況 (講習III) (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6時間
⑦ 現代の子育て事業	3時間
⑧ 研修全体のまとめ	3時間
合 計	27時間

改正後

現 行

(削除)

(別紙2)

ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準

<u>利用世帯の区分</u>	<u>利用者の負担額（1時間あたり）</u>	
	<u>子育て支援</u>	<u>生活援助</u>
<u>生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
<u>児童扶養手当支給水準の世帯</u>	<u>70円</u>	<u>150円</u>
<u>上記以外の世帯</u>	<u>150円</u>	<u>300円</u>

※ 子育て支援については、

- ① 宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ② 児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ③ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

改正後	現行
	<p>(別紙3) <u>様式例</u></p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業寡婦(夫)みなし適用申請書</p> <p>〇〇都道府県知事(〇〇市町村長) 殿</p> <p>申請者氏名: 〇〇 〇〇 子の名前: 〇〇 〇〇 住所: 〇〇市〇〇 〇〇</p> <p>私は、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。</p> <p>【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】</p> <p><input type="checkbox"/> ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、<u>扶養親族その他その者と生計を一にする子(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの</u></p> <p><input type="checkbox"/> ② ①に掲げる者のうち、<u>扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が500万円以下であるもの</u></p> <p><input type="checkbox"/> ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、<u>その者と生計を一にする子(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、令和元年の所得が500万円以下であるもの</u></p> <p>(注1)「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額(38万円)となります。</p> <p>【添付書類】</p> <p>(1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書</p> <p>(2) その他事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めるもの</p> <p>【注意事項】(申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦(夫)とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。 ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦(夫)みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。

別紙 「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
全文改正 雇 児 発 0930 第 3 号 平 成 26 年 9 月 30 日	全文改正 雇 児 発 0930 第 3 号 平 成 26 年 9 月 30 日
一部改正 雇 児 発 0410 第 8 号 平 成 27 年 4 月 10 日	一部改正 雇 児 発 0410 第 8 号 平 成 27 年 4 月 10 日
一部改正 雇 児 発 1209 第 1 号 平 成 27 年 12 月 9 日	一部改正 雇 児 発 1209 第 1 号 平 成 27 年 12 月 9 日
一部改正 雇 児 発 0331 第 20 号 平 成 28 年 3 月 31 日	一部改正 雇 児 発 0331 第 20 号 平 成 28 年 3 月 31 日
一部改正 雇 児 発 0329 第 7 号 平 成 29 年 3 月 29 日	一部改正 雇 児 発 0329 第 7 号 平 成 29 年 3 月 29 日
一部改正 子 発 0330 第 11 号 平 成 30 年 3 月 30 日	一部改正 子 発 0330 第 11 号 平 成 30 年 3 月 30 日
一部改正 子 発 0803 第 3 号 平 成 30 年 8 月 3 日	一部改正 子 発 0803 第 3 号 平 成 30 年 8 月 3 日
一部改正 子 発 1115 第 1 号 平 成 30 年 11 月 15 日	一部改正 子 発 1115 第 1 号 平 成 30 年 11 月 15 日
一部改正 子 発 0517 第 2 号 令 和 元 年 5 月 17 日	一部改正 子 発 0517 第 2 号 令 和 元 年 5 月 17 日
一部改正 子 発 0809 第 6 号 令 和 元 年 8 月 9 日	一部改正 子 発 0809 第 6 号 令 和 元 年 8 月 9 日
一部改正 子 発 1205 第 1 号 令 和 元 年 12 月 5 日	一部改正 子 発 1205 第 1 号 令 和 元 年 12 月 5 日
一部改正 子 発 1225 第 2 号 令 和 2 年 12 月 25 日	一部改正 子 発 1225 第 2 号 令 和 2 年 12 月 25 日
一部改正 子 発 0215 第 4 号 令 和 3 年 2 月 15 日	一部改正 子 発 0215 第 4 号 令 和 3 年 2 月 15 日
一部改正 子 発 0329 第 3 号 令 和 3 年 3 月 29 日	一部改正 子 発 0329 第 3 号 令 和 3 年 3 月 29 日
一部改正 子 発 0416 第 2 号 令 和 3 年 4 月 16 日	一部改正 子 発 0416 第 2 号 令 和 3 年 4 月 16 日
<u>一部改正</u> <u>子 発 ※ 号 ※ 号</u>	<u>一部改正</u> <u>子 発 ※ 号 ※ 号</u>
<u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>	<u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>

改正後	現行
<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、一般の次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図らたく通知する。</p> <p>また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p>本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。</p>	<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、一般の次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図らたく通知する。</p> <p>また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p>本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。</p>

改正後	現行
<p>1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (別添1)</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 (別添2)</p> <p>(別添1)</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (別添1)</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 (別添2)</p> <p>(別添1)</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的</p> <p>母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。</p> <p>そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義</p> <p>この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。</p> <p>3 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>4 対象者</p> <p>本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）</p>

改正後	現行
<p>6 支給額等 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(1)及び(2)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学科料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(3)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学科料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に<u>40</u>万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>40</u>万円を乗じて得た額（この場合<u>160</u>万円を超えるときは、<u>160</u>万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p>	<p>(2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。</p> <p>5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。</p> <p>(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>6 支給額等 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(1)及び(2)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学科料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p>(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(3)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学科料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に<u>20</u>万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>20</u>万円を乗じて得た額（この場合<u>80</u>万円を超えるときは、<u>80</u>万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p>

改正後	現行
<p>(3) 受講開始日現在において6(1)及び(2)以外の受給資格者前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。<u>令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし、(2)の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。</u>)</p> <p>7～11 (略)</p>	<p>(3) 受講開始日現在において6(1)及び(2)以外の受給資格者前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。<u>なお、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。</u>)</p> <p>7 事前相談の実施</p> <p>受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。</p> <p>事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。</p> <p>また、当該ひとり親家庭の親が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続</p> <p>(1) 受給要件の審査、対象講座の指定</p> <p>訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にからかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。</p> <p>(2) 指定申請時の審査</p> <p>都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。</p> <p>(3) 教育訓練の講座の指定通知</p> <p>都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知すること。</p>

改正後	現 行
	<p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならぬ。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。</p> <p>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限 訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有職者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。</p> <p>(7) 受給要件の審査に係る留意事項 ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。 イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて 過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受給給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくことと認められる場合は、支給することとして差し支えない。 ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について</p>

改正後	現 行
	<p>訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。</p> <p>(8) 対象講座について 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。</p> <p>(9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて 訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、都道府県等において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。</p> <p>9 訓練給付金の支給等 (1) 支給申請 ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式4「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出すること。 イ 都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知すること。 (2) 支給申請の期限 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。 なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。 (3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。</p>

改正後	現 行
	<p>ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができるとする書類（別添参考様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>ウ 受講対象講座指定通知書</p> <p>エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書</p> <p>オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</p> <p>カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」</p> <p>(4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項</p> <p>受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。</p> <p>10 周知・広報等</p> <p>(1) 都道府県等においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じた受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。</p> <p>(2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供すること。</p>

改正後	現行
<p>12 経過措置 (1) (略)</p> <p>(2) <u>令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限り、及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）及び同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限り、及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割の納税義務者であり、当該母子家庭の母又は父子家庭の父又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。</u></p>	<p>11 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。</p> <p>12 経過措置 (1) 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前 にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要があ る。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受 給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓 練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。 (2) 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父 が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方 税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚 した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの を「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え た場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義 務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限り、及び同項第12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らか でない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現 に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割の納税義務者 であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）で<u>ある</u>ときは、当 該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父 と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付す るものとする。</p>

別紙参考様式1

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
①氏名 (個人番号)	個人番号	月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	
⑥所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円	
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。	
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない。	
フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等	個人番号	月 日生 (歳)
(注7参照)	住所 (別居の場合)	
	申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない。	
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。	印
(備考)	(担当者氏名)	

別紙参考様式1

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
①氏名 (個人番号)	個人番号	月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	
⑥所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円	
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。	
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない。	
フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等	個人番号	月 日生 (歳)
(注7参照)	住所 (別居の場合)	
	申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない。	
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。	印
(備考)	(担当者氏名)	

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に2.0万円を乗じた額ですが、限度額は8.0万円です。
- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
（1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
（2）婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に4.0万円を乗じた額ですが、限度額は16.0万円です。
- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
（1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
（2）婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別紙参考様式2

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	昭和・平成・令和 ____年 生年月日
②住所	(〒 -)	電話 () -
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)	
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円
※		

さきにあなから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

平成・令和 ____年 ____月 ____日

都道府県等の長



(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学科料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に4.0万円を乗じた額ですが、限度額は16.0万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

別紙参考様式2

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	昭和・平成・令和 ____年 生年月日
②住所	(〒 -)	電話 () -
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)	
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円
※		

さきにあなから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

平成・令和 ____年 ____月 ____日

都道府県等の長



(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学科料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に2.0万円を乗じた額ですが、限度額は8.0万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

別紙参考様式3

平成・令和 年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

都道府県等の長 殿

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
フリガナ	続柄	生年月日	平成・令和	年	月	日
1	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
2	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
3	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
4	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
個人番号	住所（別居の場合）					

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

別紙参考様式3

平成・令和 年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

都道府県等の長 殿

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
フリガナ	続柄	生年月日	平成・令和	年	月	日
1	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
2	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
3	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
4	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
個人番号	住所（別居の場合）					

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

別紙参考様式4 (略)

別紙参考様式4

自立支援教育訓練給付金支給申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	昭和・平成・令和 年 月 日
	個人番号	月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)	
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	口座番号
	口座名義 (フリガナ)	
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	昭和・平成・令和 年 月 日
	個人番号	月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)	
⑩児童扶養手当の受給の証明 (備考)	申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない。 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講終了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 (2) 婚姻※)によらないで母又は父となり、現に婚姻※)をしていない。(※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 3 「⑩児童扶養手当の支給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

改正後	現 行
<p>高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>(別添2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日 (以下「修業開始日」という</p>	<p>高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>(別添2)</p> <p>1 目的 就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があり、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。</p> <p>そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。</p> <p>2 給付金の種類 給付金の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等職業訓練促進給付金 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号。以下「法」という。) 第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。)</p> <p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金 (法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。)</p> <p>3 実施主体 実施主体は、都道府県、市 (特別区を含む。) 及び福祉事務所設置町村 (以下「都道府県等」という。) とする。</p> <p>4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日 (以下「修業開始日」という</p>

現 行	改正後
<p>。) 及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日 (以下「修了日」という。) において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父 (法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。) とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (ただし、児童扶養手当法施行令 (昭和36年政令第405号) 第6条の7の規定は適用しない。)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格 (以下「対象資格」という。) を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>5 対象資格</p> <p>(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。</p> <p>なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの (雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合) から定めることとする。</p> <p>(2) 対象資格の例 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコンシステムズ認定資格、LPJ認定資格 等</p> <p>6 支給期間等</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月) を超えない期間とする。 (平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し (平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。)、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月) を超えな</p>	<p>。) 及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日 (以下「修了日」という。) において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父 (法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。) とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (ただし、児童扶養手当法施行令 (昭和36年政令第405号) 第6条の7の規定は適用しない。)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格 (以下「対象資格」という。) を取得するため、養成機関において1年以上 (令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上) のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>5 対象資格</p> <p>(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。</p> <p>なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの (雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合) から定めることとする。</p> <p>(2) 対象資格の例 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコンシステムズ認定資格、LPJ認定資格 等</p> <p>6 支給期間等</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月) を超えない期間とする。 (平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し (平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。)、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月) を超えな</p>

現行	改正後
<p>い期間としても差し支えない。）</p> <p>なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を旨とする者を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。</p> <p>イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を<u>越</u>えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を<u>越</u>えない範囲で支給して差し支えない。）</p> <p>ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>(2) 修了支援給付金</p> <p>修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。</p> <p>なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。</p> <p>7 支給額等</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月</p>	<p>い期間としても差し支えない。）</p> <p>なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を旨とする者を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。</p> <p>イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を<u>超</u>えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を<u>超</u>えない範囲で支給して差し支えない。）</p> <p>ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>(2) 修了支援給付金</p> <p>修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。</p> <p>なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。</p> <p>7 支給額等</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月</p>

修正後	現行
<p>未済であるときは、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)</p> <p>(4) (7)に掲げる者以外の者 月額7万5百円 (養成機関における課程の修了までの期間の最後の2月 (令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未済であるときは、当該期間) については、月額11万5百円)</p> <p>イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>未済であるときは、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)</p> <p>(4) (7)に掲げる者以外の者 月額7万5百円 (養成機関における課程の修了までの期間の最後の2月 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未済であるときは、当該期間) については、月額11万5百円)</p> <p>イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。</p> <p>(2) 修了支援給付金</p> <p>ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度 (修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円</p> <p>(4) (7)に掲げる者以外の者 2万5千円</p> <p>イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。</p>
<p>8 事前相談の実施</p> <p>(1) 養成機関において1年以上 (令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上) のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。</p> <p>(2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。</p> <p>(3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに配慮すること。</p> <p>(4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること。また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。</p>	<p>8 事前相談の実施</p> <p>(1) 養成機関において1年以上 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上) のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。</p> <p>(2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。</p> <p>(3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに配慮すること。</p> <p>(4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること。また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。</p>

改正後	現 行
<p>9～13 (略)</p>	<p>9 給付金の支給等 (1) 支給の申請</p> <p>ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、都道府県等の長に対して、別添参考様式1「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。</p> <p>イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。</p> <p>(7) 訓練促進給付金</p> <p>a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p>b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合は、前々年の)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年の)所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額)についての市町村長の証明書を含まむ。</p> <p>c 7(1)ア(7)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7(1)ア(7)に掲げる者に該当することを証明する書類</p> <p>d 入校(入所)証明書等 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類</p> <p>(1) 修了支援給付金</p> <p>a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)</p> <p>b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請す</p>

改正後	現 行
	<p>る場合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合)には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることのできる書類(別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合)については、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合)については、前々年とする。))の状況を証明できるものに限る。)</p> <p>c 対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)</p> <p>d 7(2)ア(イ)に掲げる者については、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7(2)ア(イ)に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合)については、前年度とする。))の状況を証明できるものに限る。)</p> <p>e 当該カリキュラムの修了証明書の写し</p> <p>ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内になければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。</p> <p>(2) 支給の決定 都道府県等は、支給申請があった場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。</p> <p>(3) 支給決定の審査のための委員会の設置 支給決定の審査にあたっては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定すること。</p> <p>10 修業期間中の受給者の状況の確認等 (1) 修業期間中の在籍状況の確認等 ア 都道府県等は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者(以下「受給者」という。)に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求め</p>

改正後	現 行
	<p>ることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めること。</p> <p>イ 都道府県等は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができること。</p> <p>(2) 受給資格喪失の届出等</p> <p>受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、当該都道府県等に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道府県等に届出なければならぬ。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。</p> <p>11 支給決定の取消 都道府県等の長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならぬ。また、遅滞なく、その旨、当該対象者に通知しなければならない。</p> <p>12 関係機関等との連携等 資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。また、制度について広報等を活用して周知を図ること。</p> <p>また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成27年度に創設し、実施主体を都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認められる民間団体として行うところであるが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、貸付事業の実施主体や都道府県又は指定都市と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行うこと。</p> <p>13 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。</p> <p>14 経過措置</p>
14 経過措置	

改正後	現行
<p>(1) <u>令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額を決定する際の対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において<u>地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令第381号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなす者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなす者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとし、以下同じ。）を含む、訓練促進給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。</u></u></p> <p>(2) <u>令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、<u>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第2号に規定する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第8号に規定する控除を受ける者</u>をいう。）であつたときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。</u></p>	<p>(1) 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなす者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていないもの」と読み替えた場合と同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなす者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとし、以下同じ。）を含む、訓練促進給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。</p> <p>(2) 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第2号に規定する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第8号に規定する控除を受ける者）をいう。）であつたときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。</p>

別紙参考様式1 (略)

別紙参考様式1

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

都道府県等の長 殿
 平成・令和 年 月 日
 申請者の氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかひの○をつけること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③過去の受給の有無	過去に (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) を受けたことが (ある・ない)		
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について			
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名		電話 ()
	住 所		-
	修業期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日	養成区分 昼間・夜間
⑥希望する 支払金融 機関	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()	
	金融機関名	口座の種類	普通・当座・その他
	支店名	口座番号	
⑦児童扶養 手当の受 給の証明 (備考)	口座名義 (フリガナ)		
	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		

(注意)

- 1 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 2 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要があります。
- 3 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)	
1氏名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳) 続柄
住所	(〒 -) 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
2氏名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳) 続柄
住所	(〒 -) 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
3氏名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳) 続柄
住所	(〒 -) 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
4氏名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳) 続柄
住所	(〒 -) 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
5氏名 (個人番号)	フリガナ 生年月日 昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳) 続柄
住所	(〒 -) 申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当
(備考)	

別紙参考様式2

平成・令和 年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

都道府県等の長 殿

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
フリガナ	続柄	生年月日	平成・令和	年	月	日
1	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
2	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
3	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
4	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
個人番号	住所（別居の場合）					

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が4.8万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

別紙参考様式2

平成・令和 年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

都道府県等の長 殿

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
フリガナ	続柄	生年月日	平成・令和	年	月	日
1	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
2	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
3	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
4	住所（別居の場合）					
フリガナ	続柄	生年月日				
個人番号	住所（別居の場合）					

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が3.8万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

改正後	現 行
<p>雇 児 発 0410 第 5 号 平 成 27 年 4 月 10 日 一 部 改 正</p>	<p>雇 児 発 0410 第 5 号 平 成 27 年 4 月 10 日 一 部 改 正</p>
<p>雇 児 発 0331 第 19 号 平 成 28 年 3 月 31 日 一 部 改 正</p>	<p>雇 児 発 0331 第 19 号 平 成 28 年 3 月 31 日 一 部 改 正</p>
<p>子 発 0803 第 4 号 平 成 30 年 8 月 3 日 一 部 改 正</p>	<p>子 発 0803 第 4 号 平 成 30 年 8 月 3 日 一 部 改 正</p>
<p>子 発 1115 第 2 号 平 成 30 年 11 月 15 日 一 部 改 正</p>	<p>子 発 1115 第 2 号 平 成 30 年 11 月 15 日 一 部 改 正</p>
<p>子 発 1205 第 2 号 令 和 元 年 12 月 5 日 一 部 改 正</p>	<p>子 発 1205 第 2 号 令 和 元 年 12 月 5 日 一 部 改 正</p>
<p>子 発 0330 第 6 号 令 和 2 年 3 月 30 日 一 部 改 正</p>	<p>子 発 0330 第 6 号 令 和 2 年 3 月 30 日 一 部 改 正</p>
<p>子 発 1225 第 2 号 令 和 2 年 12 月 25 日 一 部 改 正</p>	<p>子 発 1225 第 2 号 令 和 2 年 12 月 25 日 一 部 改 正</p>
<p>子 発 0215 第 5 号 令 和 3 年 2 月 15 日 <u>一 部 改 正 子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p>	<p>子 発 0215 第 5 号 令 和 3 年 2 月 15 日 一 部 改 正 令 和 3 年 2 月 15 日</p>
<p>都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長</p> <p>各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について</p>	<p>都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長</p> <p>各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について</p>

改正後	現 行
<p>標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p>	<p>標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 給付金の種類</p> <p>(1) 受講開始時給付金 <u>受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。</u></p> <p>(2) 受講修了時給付金 受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。</p> <p>(3) 合格時給付金 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算し</p>	<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。このため、ひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、自立支援プログラムの策定、公共職業訓練の実施、資格取得を支援するための給付金の支給等を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。</p> <p>このため、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業や学習支援ボランティア事業を組み合わせたこと等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。</p> <p>また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。</p> <p>2 給付金の種類</p> <p>(1) 受講修了時給付金 受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。</p> <p>(2) 合格時給付金 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>て2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。</p> <p>3 実施主体 (略)</p> <p>4 支給対象者 (略)</p> <p>5 対象講座 (略)</p> <p>6 支給額等 <u>(1) 受講開始時給付金</u> 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の30%に相当する額とする。ただし、その30%に相当する額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えな</p>	<p>3 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>4 支給対象者 本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。 (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p> <p>5 対象講座 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。</p> <p>6 支給額等</p>

改正後	現行
<p><u>い場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。</u></p> <p>(2) 受講修了時給付金 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、<u>受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が10万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。</u></p> <p>(3) 合格時給付金 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額を支給するものとする。ただし、<u>受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、15万円とする。</u></p> <p>(4) 経過措置 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「40%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を20%に、(3)の20%を40%に読み替えて支給するものとする。</p> <p>イ 令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「40%から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。</p>	<p>(1) 受講修了時給付金 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、<u>その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。</u></p> <p>(2) 合格時給付金 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額を支給するものとする。ただし、<u>受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。</u></p> <p>(3) 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講修了時給付金及び(2)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1)の40%を20%に、(2)の20%を40%に読み替えて支給するものとする。</p>
<p>7 事前相談の実施 (略)</p>	<p>7 事前相談の実施 (1) 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 (2) 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経歴、技能、取得資格等を的確に把握し、</p>

改正後	現 行
<p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き (略)</p>	<p>高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。</p> <p>(3) 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。</p> <p>(4) 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようにすること。</p> <p>(5) 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、本事業の実施自治体が母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している場合には、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせる支援できるように、母子・父子自立支援プログラムを策定して、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案すること。</p> <p>(6) 本事業の実施自治体が学習支援ボランティア事業を実施している場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を効果的なものとするため、本事業の実施とともに学習支援ボランティア事業において学習の進め方や助言を受けるよう提案すること。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金又は修業資金等を紹介すること。</p> <p>(8) 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えること。</p>
<p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き (略)</p>	<p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き (1) 受給要件の審査、対象講座の指定</p>

改正後	現 行
	<p>本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。</p> <p>(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。</p> <p>(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親又は児童に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親又は児童に通知すること。</p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。 ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限</p>

改正後	現 行
<p>9 <u>受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等</u> <u>(1) 受講開始時給付金</u> <u>ア 支給申請</u> <u>受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式3「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出すること。</u> <u>イ 支給申請後の都道府県等の対応</u> <u>都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。</u> <u>都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひと</u></p>	<p>本給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。</p> <p>(7) 受給要件の審査に係る留意事項 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。</p> <p>(8) 対象講座について ア 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行うこと。 また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。 イ 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。</p> <p>9 受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等</p>

現 行	改正後
	<p>り親家庭の親又は児童に通知しなければならぬ。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限</p> <p>受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等</p> <p>支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができるとする書類及び当該控除対象親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(7) 受講対象講座指定通知書</p> <p>(エ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書</p> <p>(2) 受講修了時給付金</p> <p>ア 支給申請</p> <p>受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出すること。</p>
	<p>(1) 受講修了時給付金</p> <p>ア 支給申請</p> <p>受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式3「<u>受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書</u>」（以下「<u>支給申請書</u>」という。）を提出すること。</p>

改正後	現行
<p>イ 支給申請後の都道府県等の対応 都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(ウ) 受講対象講座指定通知書 (エ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の</p>	<p>イ 支給申請後の都道府県等の対応 都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(ウ) 受講対象講座指定通知書 (エ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の</p>

改正後	現行
<p>受講の修了を認定する受講修了証明書</p> <p>(4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書</p> <p>(3) 合格時給付金 ア 支給申請</p> <p>合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証明書が送付された後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出すること。</p> <p>イ 支給申請後の都道府県等の対応</p> <p>都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。</p> <p>都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限</p> <p>合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等</p> <p>支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することとして差し支えない。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合は除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養</p>	<p>の受講の修了を認定する受講修了証明書</p> <p>(4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書</p> <p>(2) 合格時給付金 ア 支給申請</p> <p>合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証明書が送付された後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出すること。</p> <p>イ 支給申請後の都道府県等の対応</p> <p>都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。</p> <p>都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。</p> <p>ウ 支給申請の期限</p> <p>合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</p> <p>エ 支給申請の添付書類等</p> <p>支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することとして差し支えない。</p> <p>(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合は除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を</p>

改正後	現行
<p>親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(ウ) 受講対象講座指定通知書</p> <p>(エ) 文部科学省が発行する合格証書の写し</p>	<p>含む。)の証明書(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(ウ) 受講対象講座指定通知書</p> <p>(エ) 文部科学省が発行する合格証書の写し</p>
<p>10～12 (略)</p>	<p>10 留意事項</p> <p>本事業により、高卒認定試験に合格した者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の就業支援等を行うなど、引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取組を行うこと。</p>
	<p>11 周知・広報等</p> <p>(1) 都道府県等においては、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど、ひとり親家庭の親又は児童の就業を支援すること。</p> <p>(2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の発行を行う受講施設の協力が不可欠であり、本事業について受講施設が必要な情報については、積極的に提供すること。</p>
	<p>12 国の補助</p> <p>国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。</p>
<p>13 経過措置</p> <p>受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみならず適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを</p>	<p>13 経過措置</p> <p>受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみならず適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によら</p>

改正後	現 行
<p>「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。</p>	<p>「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。</p>

別紙参考様式1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住 所	(〒 -)		電話 ()	
④受講施設の名称	⑤講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦試験を免除できる科目				
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)			
⑨所要費用 (予定)	入学科料	円	受講料	円
			合計額	円
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。			
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
	住所 (別居の場合)			
(注8参照)	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。			
⑫児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			

別紙参考様式1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住 所	(〒 -)		電話 ()	
④受講施設の名称	⑤講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦試験を免除できる科目				
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)			
⑨所要費用 (予定)	入学科料	円	受講料	円
			合計額	円
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。			
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
	住所 (別居の場合)			
(注8参照)	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。			
⑫児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			

改正後	現行
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学科料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。） <u>支給額は、次のとおりです。</u> <u>(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学科料の3割相当額（7万5千円を限度）です。</u> <u>(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学科料及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。</u> <u>(3) また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学科料及び受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。</u> 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 所要費用については、標準的な金額であり、<u>受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。</u> 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「<u>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書</u>」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。） 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要がありますありません。 	<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学科料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。） 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学科料及び受講料の合計額の4割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学科料及び受講料の合計額の2割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「<u>受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書</u>」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。） 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要がありますありません。

改正後

別紙参考様式2

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住所	(〒 -)	電話 ()		
④受講施設の名称				
⑤講座の名称				
⑥受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦試験を免除できる 科目				
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)			
⑨所要費用 (予定)	入学科	円	受講料	円
			合計額	円
※				

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座
指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

都道府県等の長 (印)

現行

別紙参考様式2

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住所	(〒 -)	電話 ()		
④受講施設の名称				
⑤講座の名称				
⑥受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦試験を免除できる 科目				
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受講開始日)			
⑨所要費用 (予定)	入学科	円	受講料	円
			合計額	円
※				

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座
指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

都道府県等の長 (印)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学金の3割相当額（7万5千円を限度）です。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告していただくい。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の4割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の2割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告していただくい。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

別紙参考様式3

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給申請書

都道府県等の長 殿
平成・令和 年 月 日
申請者の氏名

受講開始時給付金

受講修了時給付金
合格時給付金

の支給を受けたいので下記により申請します。
※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住 所	(〒 -)	電話 ()		-
④受講施設名称		⑤講座の名称		
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8			
⑦試験を免除できる 科目				
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑨所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円		
⑩希望する支払金融 機関	金融機関名 支店名 口座名義 (フリガナ)	口座の種類 口座番号	普通・当座・その他	
⑪申請者と生計を一 にする子の氏名等 (注5参照)	フリガナ 住所 (別居の場合)	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
⑫児童扶養手当の受 給の証明 (備考)			申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)	印

別紙参考様式3

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給申請書

都道府県等の長 殿
平成・令和 年 月 日
申請者の氏名

受講修了時給付金
合格時給付金

の支給を受けたいので下記により申請します。
※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
③住 所	(〒 -)	電話 ()		-
④受講施設名称		⑤講座の名称		
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8			
⑦試験を免除できる 科目				
⑧受講期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑨所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円		
⑩希望する支払金融 機関	金融機関名 支店名 口座名義 (フリガナ)	口座の種類 口座番号	普通・当座・その他	
⑪申請者と生計を一 にする子の氏名等 (注5参照)	フリガナ 住所 (別居の場合)	生年 月 日	昭和・平成・令和 月 日生 (歳)	年
⑫児童扶養手当の受 給の証明 (備考)			申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)	印

(注意)

1 受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。

2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、入学科料のみ記入してください。

3 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。

4 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学科料、受講料を記入してください。

5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

6 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。

((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

7 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

(注意)

1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。

2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。

3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学科料、受講料を記入してください。

4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

5 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。

((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

6 「②児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

改正後	現行
<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>雇用 平成 26 年 3 月 31 日 第 5 号 一部改正 雇用 平成 26 年 9 月 30 日 第 2 号 一部改正 雇用 平成 28 年 3 月 31 日 第 17 号 <u>一部改正 子 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 4 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について</p> <p>標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p>	<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>雇用 平成 26 年 3 月 31 日 第 5 号 一部改正 雇用 平成 26 年 9 月 30 日 第 2 号 一部改正 雇用 平成 28 年 3 月 31 日 第 17 号</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について</p> <p>標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。</p> <p>とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。</p> <p>他方で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではないため、各種支援施策が十分に活用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。</p> <p>このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口には、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。また、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切に支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p>	<p>(別紙)</p> <p>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。</p> <p>とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。</p> <p>他方で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではないため、各種支援施策が十分に活用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。</p> <p>このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口には、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。また、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切に支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p>

改正後	現行
<p>実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等に委託することができる。</p> <p>3 支援対象</p> <p>支援対象は、母子家庭及び父子家庭等（配偶者の暴力により子を伴って避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。</p> <p>4 事業の内容</p> <p>事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 就業支援専門員配置等事業</p> <p>ア 実施方針</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口を配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。</p> <p>なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。</p> <p>イ 就業支援専門員の業務</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等 ①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の</p>	<p>実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等に委託することができる。</p> <p>3 支援対象</p> <p>支援対象は、母子家庭及び父子家庭等（配偶者の暴力により子を伴って避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。</p> <p>4 事業の内容</p> <p>事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 就業支援専門員配置等事業</p> <p>ア 実施方針</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口を配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。</p> <p>なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。</p> <p>イ 就業支援専門員の業務</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等 ①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の</p>
<p>実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等に委託することができる。</p> <p>3 支援対象</p> <p>支援対象は、母子家庭及び父子家庭等（配偶者の暴力により子を伴って避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。</p> <p>4 事業の内容</p> <p>事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 就業支援専門員配置等事業</p> <p>ア 実施方針</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口を配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。</p> <p>なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。</p> <p>イ 就業支援専門員の業務</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等 ①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の</p>	<p>実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等に委託することができる。</p> <p>3 支援対象</p> <p>支援対象は、母子家庭及び父子家庭等（配偶者の暴力により子を伴って避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。</p> <p>4 事業の内容</p> <p>事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 就業支援専門員配置等事業</p> <p>ア 実施方針</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口を配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。</p> <p>なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。</p> <p>イ 就業支援専門員の業務</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等 ①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の</p>

改正後	現 行
<p>事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。</p> <p>ウ 支援の目標と方法</p> <p>パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とすることが想定される。</p> <p>具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定される。</p> <p>① 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握</p> <p>支援対象者からの申し出による相談に止るだけでなく、児童扶養手当や離婚の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めること。</p> <p>② 各種の就業支援策の活用</p> <p>就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握した上で、それぞれの課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行うこと。</p> <p>具体的な支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。</p> <p>その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。</p> <p>③ 継続的な支援の実施</p> <p>就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。</p> <p>また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に</p>	<p>事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。</p> <p>ウ 支援の目標と方法</p> <p>パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とすることが想定される。</p> <p>具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定される。</p> <p>① 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握</p> <p>支援対象者からの申し出による相談に止るだけでなく、児童扶養手当や離婚の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めること。</p> <p>② 各種の就業支援策の活用</p> <p>就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握した上で、それぞれの課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行うこと。</p> <p>具体的な支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。</p> <p>その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。</p> <p>③ 継続的な支援の実施</p> <p>就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。</p>

現 行	改正後
<p>また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、個人情報取扱いは十分留意すること。</p> <p>エ 地域の関係機関などとの連携の強化 就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、交換等を密に図るよう努めること。</p> <p>特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。</p> <p>また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人拡大を目指す取組を行うことも望ましい。</p> <p>オ ひとり親家庭への支援施策の周知 メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。ひとり親家の多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られていると考えられるため、このようになり親も相談できるようメールでの相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に努めること。</p> <p>また、国において作成したひとり親家庭の相談窓口の愛称やロゴマークを積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓口へのアクセスの向上に努めること。</p> <p>(2) 集中相談事業 ア 実施方針 支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。</p>	<p>応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いは十分留意すること。</p> <p>エ 地域の関係機関などとの連携の強化 就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。</p> <p>特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。</p> <p>また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人拡大を目指す取組を行うことも望ましい。</p> <p>オ ひとり親家庭への支援施策の周知 メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。ひとり親家の多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られていると考えられるため、このようになり親も相談できるようメールでの相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に努めること。</p> <p>また、国において作成したひとり親家庭の相談窓口の愛称やロゴマークを積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓口へのアクセスの向上に努めること。</p> <p>(2) 集中相談事業 ア 実施方針 支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。</p>

改正後	現行
<p>このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育て世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対する集中相談体制を整えること。</p> <p>イ 支援の目標と方法</p> <p>集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられないひとり親家庭を行政の相談窓口につなぐことに重点を置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。</p> <p>ウ 地域の関係機関などとの連携強化</p> <p>集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。</p>	<p>このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育て世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整えること。</p> <p>イ 支援の目標と方法</p> <p>集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられないひとり親家庭を行政の相談窓口につなぐことに重点を置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。</p> <p>ウ 地域の関係機関などとの連携強化</p> <p>集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。</p>
<p>(3) <u>相談支援体制強化事業</u></p> <p>① <u>事業内容</u></p> <p>ひとり親家庭に対する相談支援を行うにあたり、相談者の支援ニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った適確な支援につなぐことを可能とするため、各自治体の実情に応じて以下の支援を行い、相談支援体制の強化を図る。</p> <p>ア 弁護士等による相談対応支援</p> <p>相談支援を行う職員（以下「母子・父子自立支援員等」という。）が、ひとり親家庭の相談内容に応じて弁護士や臨床心理士等の専門職種（以下「弁護士等」という。）からの助言、指導（以下「助言等」という。）を受けながら相談支援を行うことができるよう、弁護士等の配置や必要な時に弁護士等から適切な助言等を受けられる体制を整備する。</p> <p>イ 補助職員配置支援</p> <p>母子・父子自立支援員等が業務を行う上で、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務（以下「その他業務」という。）を実施するに当たり、母子・父子自立支援員等を補助す</p>	<p>(新規)</p>

改正後	現 行
<p>る者を配置する。</p> <p>① 夜間・休日対応支援 平日の日に就業等により相談支援を受けられないひとり親家庭の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭が利用しやすい時間帯に相談支援を行う体制を整備する。</p> <p>(ア) 夜間対応支援 平日の相談窓口開所時間外（夜間）に相談支援を行う。</p> <p>(イ) 休日対応支援 休日に相談支援を行う。</p> <p>② 実施要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制強化事業を行うに当たっては、①ウ（イ）の休日対応支援に加え、その他の支援と組み合わせ実施することを基本とするが、各自治体の実情に応じて必要となる相談支援体制の強化を図ること。 ・ 弁護士等による相談対応支援を行うに当たっては、助言等を受ける弁護士等については、助言等を必要とする内容に応じて、職種にかかわらず町村が適当と認められた者の助言等を受けられるようにすること。 ・ 補助職員配置支援を行うに当たっては、母子・父子自立支援員等が本来行う業務の代替職員として配置するものではなく、あくまで母子・父子自立支援員等の相談支援以外の業務に係る負担を軽減し、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、その他業務の補助を行うことを目的とする。 ・ 夜間・休日対応支援を行うに当たっては、平日の相談対応を行う窓口の開所時間終了後や休日に窓口を開所する、若しくは電話による相談対応等を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、各自自治体の実情に応じて設定すること。 	
<p>5 就業支援専門員について (1) 就業支援専門員の選定 就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリアサルディングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えら</p>	<p>5 就業支援専門員について (1) 就業支援専門員の選定 就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア・コンサルディングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考え</p>

改正後	現 行
<p>こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各自治体において公正に選定すること。</p> <p>(2) 就業支援専門員の兼務について 就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて、母子・父子自立支援プログラム策定事業のプログラム策定員、生活保護の就労支援員や(3)相談支援体制強化事業の実施に係る職員等との兼務は可能とするが、その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。</p> <p>6 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各自治体において公正に選定すること。</p> <p>(2) 就業支援専門員の兼務について 就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて母子・父子自立支援プログラム策定事業のプログラム策定員や生活保護の就労支援員等との兼務は可能とするが、その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。</p> <p>6 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

子 発 ※ 第 ※ 号
 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
 (公 印 省 略)

婦人保護施設における民間団体との連携強化のための職員配置について

婦人保護施設と若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体が連携して困難な問題を抱える女性への支援を行うため、婦人保護施設における民間団体との連携強化のための職員配置について、次のとおり実施方法を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

第1 趣 旨

女性が抱える困難な問題が多様化・複合化、複雑化する中で、婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化しつつ、婦人保護施設と民間団体が連携して困難な問題を抱える女性への支援を行うため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は連携強化のための心理療法担当職員（以下「民間団体支援専門員等」という。）を配置し、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体における支援に対して助言・指導を行うとともに、民間団体支援専門員等が民間団体による支援にも参画することで、困難な問題を抱える女性への支援の強化を図ることを目的とする。

第2 対象施設等

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」（以下「配置基準」という。）を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に民間団体支援専門員等を配置する婦人保護施設とする。

第3 職員の配置人数

上記の対象施設のうち、連携して支援を実施する民間団体が、施設所在地と同一又は近隣の都道府県内に1団体以上ある婦人保護施設については、民間団体支援専門員又は連携強化のための心理療法担当職員のいずれか1名の職員を配置することができることとする。

第4 職員の業務等

1 民間団体支援専門員

婦人保護施設において、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族等に対する自立のための支援に従事し、そこで培った専門性やノウハウを活かして、民間団体が困難な問題を抱える女性に対して行う相談対応や自立支援等の実施方法について助言・指導を行うほか、民間団体が行う支援に参画した上で実践的な指導を行う。

2 連携強化のための心理療法担当職員

婦人保護施設において、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族等に対する心理面接や心理療法等に従事し、そこで培った専門性やノウハウを活かして、民間団体が行う心理的なケアを特に必要とする者に対する支援の実施方法について助言・指導を行うほか、民間団体が行う支援に参画した上で実践的な指導を行う。

第5 職員の資格等

1 民間団体支援専門員

婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であって、民間団体にに対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県が認めた者であること。

2 連携強化のための心理療法担当職員

以下の①及び②を満たす者であること。

① 大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同程度と都道府県が認めた者であること。

② 婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であって、民間団体にに対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県が認めた者であること。

第6 事業の実施にかかると留意事項

1 同一の民間団体に對して同時に複数の婦人保護施設の民間団体支援専門員等による助言・指導が行われることがないよう、民間団体支援専門員等を配置する際には、事前に連携先の民間団体と調整を行うこと。

2 連携強化のための心理療法担当職員については、「婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について」（平成14年5月30日付け雇児発第053007号。以下「平成14年通知」という。）に基づく心理療法担当職員とは別に、1名配置するものとする。なお、平成14年通知に基づく心理療法担当職員を配置していない施設においても、連携強化のための心理療法担当職員を配置することができることとする。

3 連携強化のための心理療法担当職員を配置する婦人保護施設には、心理療法を行う専用の部屋及び必要な設備を有することが望ましいこと。

4 連携強化のための心理療法担当職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。

5 婦人保護施設長は、民間団体支援専門員等から民間団体と連携した支援の実施状況

について適宜報告を受け、民間団体支援専門員等の活動が円滑に行われるよう、必要に応じて民間団体の代表者、支援者等との協議等を行うこと。

6 民間団体支援専門員等は、効果的な支援の実施のため、個人情報情報の適切な管理に十分配慮した上で、民間団体との情報の共有に努めること。

また、婦人保護施設長は、民間団体支援専門員等が、民間団体と連携した支援において知り得た情報を漏らすことがないよう、民間団体の代表者等と協議した上で、民間団体支援専門員等に対して個人情報取扱いに関する守秘義務を課すこと。

第7 経費

この民間団体支援専門員等の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職 種	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
取扱定員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1) (2)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2) (2)
長期入所施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2) (2)

(注) () 書きは、非常勤職員の別掲である。

都道府県知事
殿
各 市 町 村 長
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

民間団体支援強化・推進事業の実施について

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取り組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、各自治体におかれましては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。

(別紙)

民間団体支援強化・推進事業実施要綱

1 目的

民間団体支援強化・推進事業は、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進し、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容及び実施方法

原則として次の①から③の事業を行うものとする。

① 民間団体支援推進事業

都道府県等は、地域において困難な問題を抱える女性への支援を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「NPO法人等」という。）の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、管内地域における支援の委託等を行う対象としての適格性を判断するための検討を行う。

② 民間団体育成事業

都道府県等は、管内地域で困難な問題を抱える女性への支援を担うことのできるNPO法人等を育成するため、NPO法人等へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施しているNPO法人等での実地訓練、その他NPO法人等の育成に資する取組を行う。なお、アドバイザーは、婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であつて、民間団体に対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県等が認められた者であること。

③ 民間団体立ち上げ支援事業

都道府県等は、NPO法人等が、困難な問題を抱える女性への支援として、相談対応や自立支援の取組を継続的に実施することができるよう、立ち上げ支援を行う。

NPO法人等が実施する相談対応については、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施するほか、アウトリーチ支援としての声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等からのその後の相談に対応する等、相談者のニーズに合わせた相談体制を整えるよう努めること。

また、自立支援については、累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期

間、継続的な支援が必要と判断される利用者を対象に、例えば、以下に掲げる支援を実施する。

ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

イ 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

4 留意事項

3③の民間団体立ち上げ支援事業について、若年被害女性等支援事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。

5 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p> 都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長 </p> <p> 子発 0428 第 2 第 令和 3 年 4 月 28 日 (一部改正) <u>子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u> </p> <p> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略) </p> <p> 若年被害女性等支援事業の実施について </p> <p> 様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。 </p>	<p> 都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長 </p> <p> 子発 0428 第 2 第 令和 3 年 4 月 28 日 </p> <p> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略) </p> <p> 若年被害女性等支援事業の実施について </p> <p> 様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。 </p>

なお、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援モデル事業の実施について」（平成30年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。

なお、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援モデル事業の実施について」（平成30年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>若年被害女性等支援事業実施要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象者 (略) 4 事業内容及び実施方法 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等は、以下の(1)及び(2)の事業を行うことを必須とし、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。 なお、(1)から(4)の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。 (1) アウトリーチ支援 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。 ① 夜間見回り等 <ul style="list-style-type: none"> 困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずに 	<p>(別紙)</p> <p>若年被害女性等支援事業実施要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象者 (略) 4 事業内容及び実施方法 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等は、以下の(1)及び(2)の事業を行うことを必須とし、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。 なお、(1)から(4)の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。 (1) アウトリーチ支援 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。 ① 夜間見回り等 <ul style="list-style-type: none"> 困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにい

いる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、アウトリーチ支援や面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、若年被害女性等に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

また、都道府県等は、相談対応職員が、若年被害女性等が抱える様々な困難な問題に適切に対応できるよう、相談技能向上のための研修受講機会の確保に努めること。

(2) 関係機関連携会議の設置 (略)

る若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、アウトリーチ支援や面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、若年被害女性等に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

(2) 関係機関連携会議の設置

都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。

(3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができるとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

ア 居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

イ 若年被害女性等の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な若年被害女性等を受け入れる場合には、婦人保護事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。

ウ 都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできるとする。

③ 利用者負担

(3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができるとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

なお、都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできるとする。

③ 利用者負担

<p>支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。</p> <p>利用者に負担させることができ金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならぬ。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。</p> <p>④ 留意事項</p> <p>ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や婦人相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。</p> <p>イ 居場所での支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用</p>	<p>支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。</p> <p>利用者に負担させることができ金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならぬ。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。</p> <p>④ 留意事項</p> <p>ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や婦人相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。</p> <p>イ 居場所での支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用</p>
--	--

している者を居場所で支援した場合は、居場所の所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容的確性を確認すること。

オ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(4) 自立支援 (略)

している者を居場所で支援した場合は、居場所の所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容的確性を確認すること。

オ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(4) 自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。

なお、婦人相談所は、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護（一時保護委託を含む。）や婦人保護施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応すること。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び

連絡調整等を図る。

③ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

④ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

⑤ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

5 留意事項（略）

5 留意事項

都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において守秘義務を定めること。

なお、関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこと。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有については、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と判断される場合に限るものとする。

6 経費の補助（略）

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の（1）の②、（3）及び（4）の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。